

令和8年度用

保育所等利用申込みの御案内



平日に希望保育所等へ連絡してから、お子様と一緒に見学に行きましょう

○クラス年齢 ※年度途中で誕生日を迎えて年齢が上がっても、クラス年齢は変わりません。

クラス	生年月日	
0歳	令和7年(2025)4月2日	～
1歳	令和6年(2024)4月2日	～ 令和7年(2025)4月1日
2歳	令和5年(2023)4月2日	～ 令和6年(2024)4月1日
3歳	令和4年(2022)4月2日	～ 令和5年(2023)4月1日
4歳	令和3年(2021)4月2日	～ 令和4年(2022)4月1日
5歳	令和2年(2020)4月2日	～ 令和3年(2021)4月1日

○令和8年4月申込み期間

一次選考	申込み期間	令和7年10月20日(月)～令和7年11月20日(木) ※郵送の場合は令和7年11月20日(木)必着
	結果通知	令和8年1月下旬予定
二次選考	申込み期間	令和7年11月21日(金)～令和8年2月10日(火) ※郵送の場合は令和8年2月10日(火)必着
	結果通知	令和8年3月中旬予定

○令和8年5月以降申込み期間 (※土曜開庁日は正午まで)

入所月	申込み期間		入所月	申込み期間	
令和8年 5月	2月12日(木)	～ 4月10日(金)	令和8年 11月	9月11日(金)	～ 10月10日(土)※
6月	4月11日(土)※	～ 5月9日(土)※	12月	10月13日(火)	～ 11月10日(火)
7月	5月11日(月)	～ 6月10日(水)	令和9年 1月	11月11日(水)	～ 12月10日(木)
8月	6月11日(木)	～ 7月10日(金)	2月	12月11日(金)	～ 1月9日(土)※
9月	7月11日(土)※	～ 8月10日(月)	3月	1月12日(火)	～ 2月10日(水)
10月	8月12日(水)	～ 9月10日(木)			

《問合せ先》

座間市こども未来部 保育・幼稚園課 認定給付係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046-252-7202 FAX 046-255-5080

本御案内や申込書類の様式等のダウンロードは市HP、二次元コードから可能です。⇒



もくじ

1. 保育所等の御利用にあたって	P 2
2. 保育コンシェルジュ相談	P 2
3. 認定区分	P 3
4. 施設の種類	P 3
5. 連携施設	P 3
6. 乳幼児の受入年齢	P 4
7. 保育所等の利用申込みができる方	P 4
8. 開所時間	P 5
9. 休園日	P 6
10. 風水害・土砂災害に伴う保育所等の臨時休園について	P 6
11. 令和8年度の新設予定施設について	P 6
12. 座間市の公立保育園の今後について	P 6
13. 保育所等利用申込みの流れ	P 7
14. 保育所等の見学	P 8
15. 出産前に申込みをする方	P 8
16. 転園する場合	P 8
17. 必要書類	P 9～10
18. 申込書・補助票 記入例	P 11～15
19. 就労証明書 記入例	P 16
20. 保育所入所選考基準	P 17～18
21. 入所決定後の届出	P 19
22. 取り下げる場合	P 19
23. 辞退する場合	P 19
24. 市外の保育所等への申請・市外からの申請	P 20
25. 保護者負担金（保育料及び副食費）	P 21～24
26. 令和8年度 保育料金表	P 25～26
27. その他のサービス（一時保育、休日保育、病児保育、病後児保育）	P 27～29
28. Q&A	P 30～32
29. 市内保育施設一覧	P 33～34

1 保育所等の御利用にあたって

保育所等とは、保護者が就労や疾病などにより御家庭での保育が困難なお子様を保護者に代わり保育する施設です。したがって、「幼児教育を受けさせたい」、「集団生活を経験させたい」といった理由では、入所対象になりません。

また、各保育所等では、市や国の定めた基準のもと、それぞれの理念で保育を行っています。そのため、行事等や利用料以外に必要な費用についても施設により異なります。申請する前に、利用希望の施設を見学し、通園に当たっての利便性や施設設備のほか、保育に対する考え等があるかなどを御確認ください。

保育所等の適正利用について

保育所等は、原則として認定された保育要件以外の事由で利用することはできません。

また、保育必要量（標準時間11時間・短時間8時間）は最長時間であり、実際に保育を利用できるのは保育が必要な時間のみです。

○保護者のどちらかが仕事が休みの場合

⇒保護者のどちらかでもお休みの日は、御家庭での保育をお願いしています。

○保護者の出退勤時間に差がある場合

⇒出勤の遅い方が保育所等へ送り、退勤の早い方がお迎えに来るようお願いします。

○仕事帰りに買い物に行きたい場合

⇒お迎え後をお願いします。

保育所等での生活は様々なお子様と触れ合うため、心も体も使います。お子様が元気に保育所等を利用するためにも、御家庭で過ごせる日は御家族でお過ごしください。



参考

<お子様に幼児教育を受けさせたい、集団生活を経験させたい場合>

3歳になったら、幼稚園に通うことができます（2歳でも未就園児教室がある園があります）。各園により、受入年齢や入園面接の有無、必要書類が異なります。詳細は各園へ御確認ください。

2 保育コンシェルジュ相談

0歳児から就学前の子育てに関する相談や預け先に関する相談など、保護者の意向をお聞きし、ニーズに合った保育サービスについて情報を提供しています。

相談を希望する方は右記の二次元コードから御予約ができます。

相談希望日の前日午後5時までに御予約ください。

当日分については保育・幼稚園課（☎046-252-7202）へお問い合わせください。



3 認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設等
1号認定	満3歳～5歳	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳～5歳	<u>あり</u>	認可保育所、認定こども園（保育所部分）※、家庭的保育、小規模保育
3号認定	0～2歳	<u>あり</u>	

※認定こども園（保育所部分）は2号認定のみ、令和8年4月1日時点で3歳以上のお子様が申請可能です。

4 施設の種類の種類

	保育施設	内容
幼稚園	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行う施設。 ※直接各園へお申込みください。御案内の申込み用紙は、御利用になれません。
保育所等	認定こども園（幼稚園型）	認定こども園のうち、幼稚園が、保育を必要とする子どものために、早朝保育及び延長保育を実施するなど、保育所的な機能を備えた施設。
	認可保育所（公立・私立）	就労や病気等の理由のために、家庭で保育することができない保護者に代わって保育する施設。
	小規模保育	就労や病気等の理由のために、家庭で保育することができない保護者に代わって、0～2歳児クラスの子どものみを少人数（定員6人から19人）で保育する施設。
	家庭的保育	就労や病気等の理由のために、家庭で保育することができない保護者に代わって、0～2歳児クラスの子どものみを家庭的な雰囲気の下、少人数（定員5人以下）で保育する施設。

5 連携施設

- ・小規模保育及び家庭的保育に入所した場合、2歳児クラスまでの施設になりますので、3歳児クラス以降も保育所等の利用を希望される場合は、4月入所受付時に新規申込みを行う必要があります。
- ・各小規模保育及び家庭的保育には連携施設が設定されており、連携施設への入所を希望される場合は、優先的に御案内します（100点加点）。連携施設以外の施設を希望することも可能ですが、優先案内の対象外となります（小規模園卒園児として10点加点のみ）。

小規模保育及び家庭的保育	連携施設
ナーサリールームT&Y相模が丘	ナーサリースクールT&Y相模が丘 相模が丘東保育園、相模が丘西保育園
陽の丘保育園	相模が丘西保育園
ひばり乳児園	ひばりが丘保育園
保育ルームフェリーチェ 相武台前園	相武台保育園（座間市）
ひばりっ子保育園	ひばりが丘幼稚園
みらいひまわり保育園	認定こども園 栗原幼稚園 （幼稚園部分の利用を希望する場合は直接施設へお申し込みください）
Tyそよかぜ保育園	座間すこやか保育園 ナーサリースクールT&Y相模が丘、やなせ幼稚園
MIRAI E保育園	スマイルワールド保育園、認定こども園 栗原幼稚園
保育ルームフェリーチェ座間園	相武台幼稚園

☆連携施設を第1希望とした場合のみ優先入所の対象となります。（連携施設が複数ある場合を除く）

6 乳幼児の受入年齢

入所希望月に、希望する保育所等の受入年齢を満たしているか必ず御確認ください。

	施設名	受入年齢
①	公立保育園	満3か月以上
②	栗の実保育園、木下の保育園相武台、子どもの家ひまわり保育園 ナーサリールームT&Y相模が丘、保育ルームフェリーチェ相武台前園 保育ルームフェリーチェ座間園	満3か月以上
③	いその保育園、座間ゆめっこ保育園	満4か月以上
④	スマイルワールド保育園、ひばりっ子保育園、みらいひまわり保育園	満6か月以上
⑤	陽の丘保育園	満1歳以上
⑥	MIRAI E保育園	1歳児クラス以上
⑦	認定こども園栗原幼稚園、認定こども園東原幼稚園	3歳以上
⑧	②、③、④、⑤、⑥、⑦以外の私立保育所等	満8週間以上
⑨	市外の保育所等	各施設により異なります。

7 保育所等の利用申込みができる方

保護者が次のいずれかに該当して、保育を必要とする場合、保育所等の利用申込みをすることができます。

	保育を必要とする要件	保育所等入所基準
①	就労 (家庭内・外を問わない)	1か月に64時間以上の就労
②	妊娠・出産	出産の前後 ⇒ 入所期間は、出産予定日から起算して、42日前の 属する月の初めから産後56日の属する月の末日まで ^{※1}
③	傷病または障害	負傷、病気または身体・精神に障がいがある場合 ⇒ 診断書等の内容から必要と判断できる期間
④	看護・介護	長期にわたり、傷病または障がいのある親族の介護をする場合 ⇒ 診断書等の内容から必要と判断できる期間
⑤	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害の復旧に当たる場合 ⇒ 必要と判断できる期間
⑥	求職活動	要件を満たす就労をするための活動期間 ⇒ 入所後、3か月間以内（支給認定期間が3か月に限られます）、保育 を必要とする要件が確認された場合は継続可能
⑦	就学	学校教育法に基づく学校や、就労に必要な職業訓練校、その他専門 学校などへの就学

※1 妊娠・出産要件で入所した場合は、要件の期間満了をもって原則退所となりますが、育児休業を取得する場合または要件の期間満了前に他の要件へ切り替える場合のみ、入所を継続することができます。育児休業を取得する場合は、産後休暇終了までに就労証明書等を提出する必要があります。

※ 現在、心身が虚弱で保育に耐えられないと認められる児童は、集団生活が可能であると診断され、保育所等の受入れ環境が整った場合に、入所することができます。

※ 食べ物の制限、特別な支援の必要性などにより、選考可能枠があっても入所することができない場合があります。

※ 要件が変更になった場合は速やかに保育・幼稚園課に御連絡ください。

8 開所時間

- ・開所時間は各保育所等により異なりますので、P33～34「29 市内保育施設一覧」を御確認ください。
- ・保育所利用時間については、「保育標準時間」利用は最長11時間、「保育短時間※」利用は最長8時間で保育必要量を認定しますが、**最長時間で利用できるわけではありません。**実際には、就労時間等に応じて御利用いただきます。

※ 1日の保育必要時間が8時間以内または月120時間未満の方が該当します。(標準時間より月額保育料が安くなります。)

申請の際は御自身で必要な保育時間を選択してください。

- ・保育所等が登園時間を定めている場合等は、その時間を守って登園するよう御協力ください。

【保育所利用時間について】

公立保育園	開所時間	7時30分～19時00分	
	「保育標準時間」利用の認定時間	各保育所等の開所時間内で、 最長11時間。 (延長保育：18時31分～19時00分は別料金)	
	「保育短時間」利用の設定時間	8時31分～16時30分 (延長保育：7時30分～8時30分は別料金 16時31分～19時00分は別料金)	
私立保育所 ・ 認定こども園 (保育所部分) ・ 小規模保育 ・ 家庭的保育	開所時間	開所時間、延長保育扱いとなる時間帯や延長保育料金は、各施設によって異なりますので、御確認ください。	
「保育標準時間」利用の認定時間	各保育所等の開所時間内で、 最長11時間。		
「保育短時間」利用の設定時間	8時30分～16時30分		

- ・入所当初は、環境の変化が体調などに影響を及ぼすことがありますので、年齢にかかわらず、必ず慣れ保育があります。無理の無いようお子様の様子を見ながら、段階的に保育時間を延ばしていきます。

- ・4月入所内定者で育児休業後復職する場合は、期間前慣れ保育があります。**定員に空きがあれば利用することが可能で別途申込みが必要です。利用可能な場合、5日間10,000円を前払いでお支払いいただきます。**

期間前慣れ保育利用日時点のクラス年齢が3歳以上の場合、5日間900円を前払いでお支払いいただきます。

- ・保育の必要量(標準時間または保育短時間)は**最長時間**です。求職活動や傷病・障害、妊娠・出産の要件の場合や育児休業中のときは、認定の時間に関わらず、短い時間での利用をお願いします。

【保育時間イメージ】

「開所時間」7:00～19:00

「保育標準時間」7:30～18:30

「保育短時間」8:30～16:30

の場合

※保育必要量に応じた区分で利用できる時間帯を超える場合は**【延長保育】(保育料と別に延長保育料が必要)**となります。

例：〇〇保育園 (公立園を除く)	7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
	施設の開所時間					
	延長保育	保育標準時間 (11時間まで)				延長保育
	延長保育	保育短時間 (8時間まで)			延長保育	

9 休園日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

10 風水害・土砂災害に伴う保育所等の臨時休園について

台風や集中豪雨等により災害の発生が懸念されると判断した場合には、臨時休園や登園自粛の要請等の措置を講ずるものとします。

なお、必要と認められる場合には、判断の目安にかかわらず、個別の対応を行う場合がありますので、各施設の指示に従ってください。

判断の目安	措置	保護者の対応	
		登園前	登園後
(1) 気象庁から特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪等）が発令された場合。 (2) 当該施設の所在地域に警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上の避難情報が発令された場合。 (3) 河川の氾濫や土砂災害等により、登園することが危険であると判断される場合。	登園自粛	できる限り登園を見合わせてください。	できる限り早めにお迎えに来てください。
	(4) 交通手段の計画運休等により保育士が確保できない、または保護者による送迎が困難な場合。 (5) その他、危険が想定される状況が発生している場合。	臨時休園	登園を見合わせてください。

11 令和8年度の新設予定施設について

座間市では待機児童解消のため、保育所等施設の整備を進めています。整備状況についての詳細や最新情報は座間市ホームページを御確認ください。



また、お申込みに当たっては、開所時期の遅れや土曜保育ができない場合があることを御了承の上、御検討ください。

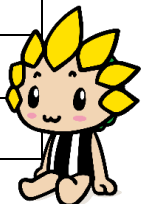
12 座間市の公立保育園の今後について

座間市公共施設再整備計画に基づき、令和2年度から令和11年度まで、座間市の公立保育園は次の整備を予定しています。（施設の老朽化等の理由により、時期が変更となる可能性があります。）

保育園	民間活用 ^{※1}	移転及び建替等	時期
東原保育園	○	-	令和9年度以降
相武台保育園	×	大規模修繕 ^{※2}	令和9年度以降
ひばりが丘保育園	○	建替	令和10年度以降
栗原保育園	×	移転	令和10年度以降

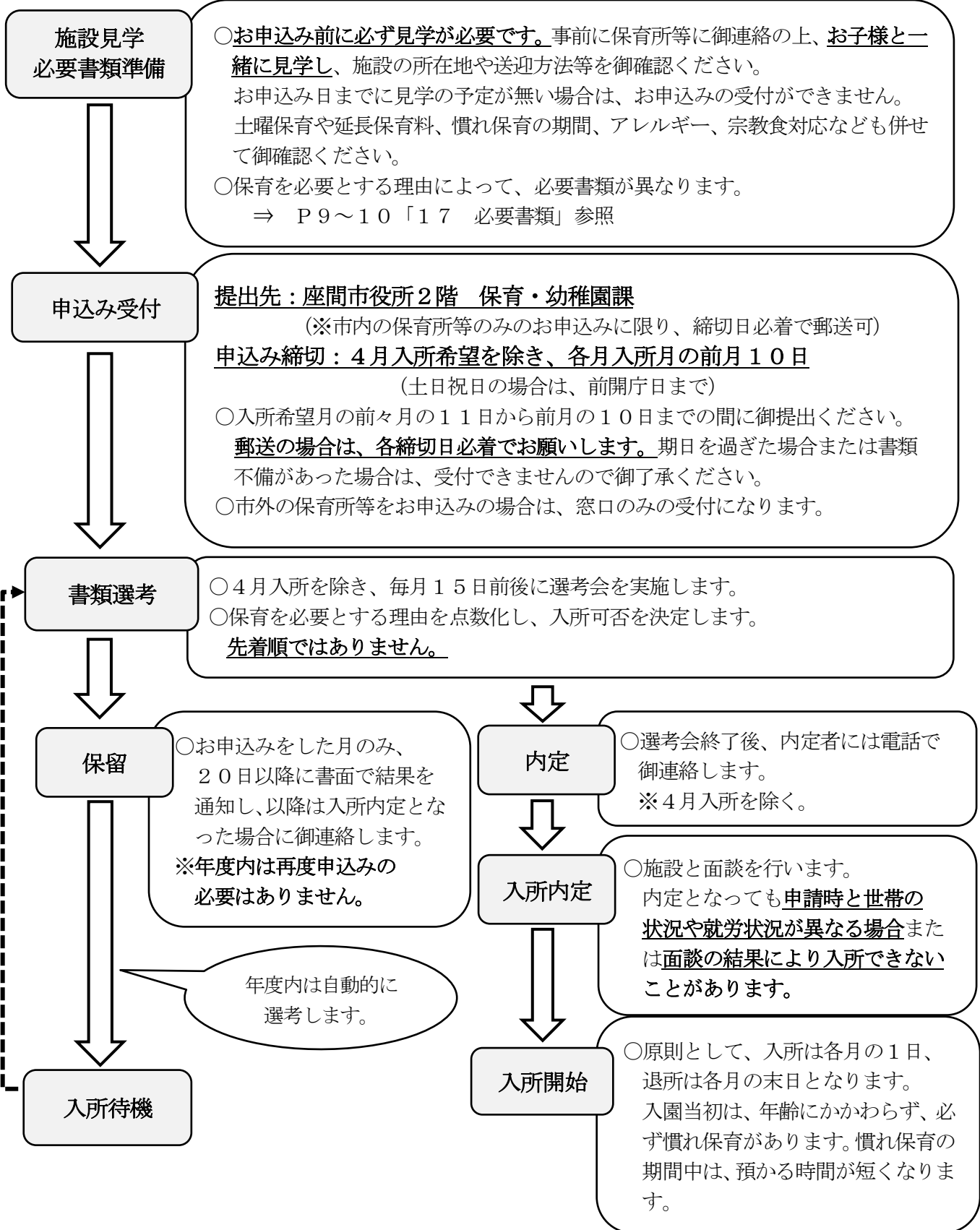
※1 公立保育園として存続せず、民間事業者が運営する私立保育所となります。

※2 施設の改修に当たっては、一時的に仮園舎での保育になる可能性があります。



13 保育所等利用申込みの流れ

◆お申込みの際、市内に在住し、住民登録されていることが必要です。



※市外の保育所等をお申込みの方は、市区町村によって申込み締切日や必要書類が異なります。(詳細はP 20参照)
 ※座間市へ転入予定または在勤要件で座間市内の施設をお申込みの方は、住民登録のある市区町村から各月の締切日までに座間市へ書類が届くようにお申込みください。(詳細はP 20参照)

14 保育所等の見学

- ・座間市内の保育所等を希望する場合、入園後のミスマッチを防ぐため、各入所月の締切日までに見学が必要です（希望保育所等の変更、転入予定、転園の場合も含む）。
お申込み日までに見学または締切日までの見学予約が済んでいない場合は、お申込みの受付ができません。
- ・希望する保育所等が決まったら、各保育所等に連絡し、見学の日程調整を行ってください。その後、各施設の指示に従い、お子様と一緒に見学してください。見学は、混雑が予想されますので、期間に余裕を持って予約してください。また、見学に当たっては、公共交通機関の御利用に御協力ください。
土曜保育や延長保育料、慣れ保育の期間、アレルギー、宗教食対応なども併せて御確認ください。
- ・昨年度見学した保育所等でも、今年度再度の見学をお願いしています。これは、保育所等で毎年度より良い保育を目指すため、保育内容を見直す場合があり、以前見学した時と状況が変わっていることがあるためです。
- ・転入予定など、現在の居住地が遠方である等の理由で見学ができない場合は、見学の代わりとして必ず保育所等に電話していただき、保育所等の運営方針や利用方法の説明を受けてください。また、お子様の日々の様子等をお伝えいただき、申し込みをすることの了承を得てください。
了承が得られた場合は、転入後に必ず見学をするようお願いいたします。
- ・令和8年度開所予定の保育所等に関しては、P 6「1 1 令和8年度の新設予定施設について」を御確認ください。

15 出産前に申込みをする方

- ・4月のお申込みに関しては、出産前の方もお申込みができます。
- ・出産前にお申込みができるのは、1月末までに出生したお子様に限ります。出産後は保育・幼稚園課窓口に御来庁ください。なお、出生児童の状態を確認しますので、2月末を目途に申請中または内定の保育所等へ再度見学をお願いいたします。受入年齢は、各保育所等によって異なります。
- ・必要書類は、P 1 0「(3) お申込みの児童や世帯の状況により必要となる書類」を御確認ください。

16 転園する場合

- ・市内の保育所等から他の市内の保育所等に転園を希望する場合の必要書類：「市内保育所転園申込書」、保育の必要性を証明する書類（原則両親ともに必要）、申請児童や世帯の状況により必要となる書類
※詳細はP 9～1 0「1 7 必要書類」参照
- ・市内、市外の保育所等から市外の保育所等に転園を希望する場合の必要書類：「保育所等利用申込書」一式
市外への転園を希望する場合、新規でのお申込みと同様の書類が必要となります。また、締切日や追加書類については、市区町村により異なりますので、転園を希望する保育所等を所管している市区町村へ御確認ください。
- ・保育所等の入所は、待機されている方が優先となるため、転園希望の方の点数は0点になります。ただし、次の(ア)、(イ)、(ウ)に該当する方の転園希望は除きます。
 - (ア) 教育標準時間認定（1号認定）を受けている方
 - (イ) 入所希望月の締切日時点で、既に保育認定（2号認定もしくは3号認定）を受けている兄弟姉妹が在籍する施設への転園を希望する方
 - (ウ) 転居に伴い転園を希望する方
- ・転園のお申込みを取り下げの場合は、選考月前月10日までに「保育所入所申込（辞退・取下げ）届」を提出してください。
- ・転園決定後に辞退した場合、現在在園している保育所等に戻ることはできません。
- ・育児休業中に転園が決まった際は、復職が必要です（転入出を伴う転園も同様）。

17 必要書類

(1) 全ての方が必要な書類

- ① 保育所等利用申込書（支給認定申請書）
 - ② 保育所等利用申込補助票（1）、（2）、（3）
 - ③ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用申込みに係る承諾書・利用者負担金納付誓約書
 - ④ 保育所等利用申込みに係る重要説明事項確認書
- ※①と②に関しては児童1名につき1部記入

(2) 保育の必要性を証明する書類 ※原則両親ともにいずれかの書類の提出が必要です。

○保護者以外に同居の65歳未満の祖父母がいる場合も提出してください。

→提出がない場合は、入所の選考に影響します（10点減点）。

	保育を必要とする理由	提出書類	注意事項
1	就労 (家庭内・外を問わない)	就労証明書 (市指定様式) ※会社独自の書式では、原則受付できません。	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>証明日から2か月以内のもの</u>に限ります。 ○会社等に勤務の場合（常勤・パート・派遣） →勤務先が記入したもの ○特定の発注先がある内職の場合 →発注先が記入したもの ○自営業・農業・発注先不特定の内職の場合 →内容を記入し、<u>営業許可証、開業届</u>等の写しを添付 ○育児休業取得中の場合も必要です。 ○<u>必ず契約時間で記入してください。</u> ※ 短時間勤務をしている場合も、契約上の時間で記入してください。 ※ 2つ以上の仕事を掛け持ちしている場合、全ての就労証明書の提出をお願いします。
2	妊娠・出産	母子手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ○表紙及び出産予定日の記入されたページ または診断書
3	傷病または障害	<ul style="list-style-type: none"> ・保育困難申立書 ・診断書または障害者手帳の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ○「保育困難申立書」に具体的な内容を記入してください。 ○診断書には、保育を必要とする理由及びその期間を記入し、期間満了毎に再度書類を提出してください。
4	介護・看護 (親族)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育困難申立書 ・診断書または障害者手帳の写し ・タイムスケジュール表 	<ul style="list-style-type: none"> ○「保育困難申立書」に具体的な内容を記入してください。 ○診断書には、介護・看護が必要な理由及びその期間を記入し、期間満了毎に再度書類を提出してください。 ○看護・介護に従事していることがわかるタイムスケジュール表を併せて提出してください。
5	災害復旧	罹災証明	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明と併せて任意の書式に現在の状況を記入した書類を添付してください。
6	求職活動	期間限定誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者（原則父母）のみ提出してください。 ○祖父母の要件としては認められません。
7	就学	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証または在学証明書 ・時間割の分かる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ○時間割やシラバスのコピー等を添付してください。

(3) お申込みの児童や世帯の状況により必要となる書類

	世帯の状況	提出書類
1	ひとり親世帯 (離婚予定を含む)	<u>次のいずれかの書類</u> 1. 児童扶養手当証書の写し 2. ひとり親家庭等医療費助成事業医療証 (マル親医療証) の写し 3. 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) 4. 裁判所より発行される離婚調停中の証明書 5. 離婚協議中である旨が分かる弁護士等による証明 ※上記証明書を提出した場合でも、転居等せず同一住所に住んでいる場合や生活費の授受がある場合は、同一生計とみなし、ひとり親世帯とはしません。
2	育児休業を取得している、 または取得予定の方	育児休業に関する同意書・申出書
3	認可外保育施設若しくは保育所等の 一時預かりまたは幼稚園の預かり保 育 (申請月直近で、リフレッシュを 除く) 週3回以上を利用している場 合	認可外保育施設 ・施設に在籍していることを証明できる書類 ⇒在園証明書等
		一時預かりまたは幼稚園の預かり保育 ・1か月間で、週3回 (月12回) 以上一時保育を利用していることが 分かる書類 ⇒領収証等
4	申込み児童・保護者・同居している 親族が障害者手帳等を持っている場 合	障害者手帳等の写し (保育料が軽減される場合があります)
5	生活保護を受給している場合	受給者証の写し
6	令和7年1月1日または令和8年1 月1日に座間市に住民登録がない方	マイナンバーカードまたは課税証明書 ※保育料 (副食費) の算定の際必要となります。→詳細はP23を参照
7	妊娠中の方	母子手帳の表紙及び出産予定日の記入されたページの写し または診断書
8	出産前に申込みをする方 (出産予定日が1月下旬まで) ※4月入所のみ	母子手帳の表紙及び出産予定日の記入されたページの写し ※出産後手続きが必要なため、保育・幼稚園課窓口にお越しく下さい。 また、申請児童と申請中または内定の保育所等への見学を行ってくだ さい。 ⇒ 手続き、見学がされていない場合は内定が取り消しになります。
9	申込み児童の保護者が別居の場合 (単身赴任等)	申立書 (住所、氏名、氏名(カナ)、生年月日を記入)
10	祖父母と同一住所で二世帯住宅また は敷地内同居の方	世帯ごとの公共料金 (電気代、水道代、ガス代のいずれか) の請求書ま たは領収書の写し
11	その他	1～10以外の事由については、個別に判断します。ただし、公的機関 が発行した客観的事実を証明する書類等を伴わない個人的事情を訴え る申立書や嘆願書等を除きます。

18 申込書・補助票 記入例

保育所等利用申込書 (支給認定申請書)

(宛先) 座間市長
(宛先) 座間市福祉事務所長

申込受付者	確認者
-------	-----

記入例

提出日を記載してください。

申請保護者(通知の宛先、保育料納付義務者) 令和7年10月20日
 住所 座間市 緑ヶ丘1丁目1番1号
 申込者 フリガナ **ザマ タロウ**
 (保護者) 氏名 **座間 たろう**
 優先連絡先①(必須) **080 (1234) 5678** 父(母)他()
 連絡先②(必須) **080 (5678) 1234** 父(母)他()

有の場合は、手帳のコピーの添付が必要です。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請

フリガナ ザマ ヒマワリ	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢) 令和8年4月1日 時点 () 歳	障害者手帳等(本人) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
申請児童名 座間 ひまわり			

通園可能な施設名を記載してください。

利用希望施設名	施設の見学	施設所在市区町村	事務処理欄	
			施設種別	事業所番号
第1希望 ●●保育園	R7年9月1日 予約済・見学済・園了承済	座間市		
第2希望 ●●保育園	R年 月 日 予約済・見学済・園了承済	座間市		
第3希望 ●●保育園	R7年11月1日 予約済・見学済・園了承済	座間市 ●●市		
第4希望	R年 月 日 予約済・見学済・園了承済	座間市		
利用を希望する期間	R8年4月1日～R年 月 日・限定期間・就学前			

求職活動や傷病等の場合は
限定期間にマルをする。

氏名	続柄	生年月日	満年齢	入所希望月時点の勤務先・学校等の名称	令和7年1月1日時点の住民登録市区町村	令和8年1月1日時点の住民登録市区町村
					座間市 ●●市	座間市 ●●市
座間 たろう	父	S (H) ●●●●	●歳	株式会社△△	座間市 ●●市	座間市
座間 みどり	母	S (H) ●●●●	●歳	株式会社〇〇	座間市 ●●市	座間市
座間 ひばり	姉	T・S H (R) ●●●●	●歳		座間市 ●●市	座間市
		T・S H・R ●●●●	歳		座間市	座間市
		T・S H・R ●●●●	歳		座間市	座間市
同居者の障害者手帳等の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		単身赴任などにより住民登録が別の場合も記入してください。離婚しているが、同居している場合も、記入をお願いします。		
生活保護等の適用		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
令和7年1月1日または令和8年1月1日時点で座間市外在住の方のみ記入		父：個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3			
		母：個人番号	7 8 9 1 2 3 1 2 3 4 5 6			

有の場合は、手帳のコピーの添付が必要です。

※二世帯同居または敷地内同居で同一住所地の場合も御記入ください。
 なお、二世帯住宅等の場合は世帯が別となる証明が必要です。(提出が無い場合、選考にはなりません)

1月1日時点の住民登録市区町村が座間市以外の場合は
マイナンバーまたは課税証明書の提出が必要です。
P.23をご確認ください。

○ 保育の要件

保育の 利用を 必要と する理由	続柄	必要とする理由	
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 傷病・障害 <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他(具体的な状況を以下に記入してください)	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 傷病・障害 <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他(具体的な状況を以下に記入してください)	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 傷病・障害 <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> 求職活動や傷病・障害、妊娠・出産の要件で利用する場合については、通常よりも短い時間での利用をお願いしています (実際の利用時間は各施設によって異なります)。 ※保護者が保育可能な日、時間は、御家庭でお過ごしください。 </div>
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 傷病・障害 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動		
時間区分	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間 (最長 11 時間)	※1 1日の保育必要時間が8時間以内または月120時間未満の方が該当(標準時間より月額保育料が安くなります。)御自身で必要な保育時間を選択してください。	
希望の 利用時間	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金	8 時 15 分 ~ 17 時 15 分	
	<input type="checkbox"/> 土 (両親ともに保育の必要性がある場合に限る)	時 分 ~ 時 分	

※利用時間については内定後に各保育所等と調整していただきます。

必ずしも希望時間で預けることができるわけではありません。

○ 父母の状況 (該当する項目のみ記入してください)

区 分		父	親	母	親	
就 労 の 状 況	勤務先名	株式会社△△		株式会社○○		
	勤務先住所	●●県●●市○○1-2-3		●●県●●市○○4-5-6		
	就 労 時 間	固定就労	平日(:) ~ (:) 土曜日(:) ~ (:)		平日(8:30) ~ (17:15) 土曜日(:) ~ (:)	
		変則就労	シフト制 (9 時間/1日) (6 日 / 週)		シフト制 (時間/1日) (日 / 週)	
就 労 日 数	1か月当たり 23 日		1か月当たり 20 日			
就 学	学校名・所在地					
	在 学 期 間	. . ~ ~ . .		
障 傷 病 ・ 害	傷病・障害					
	通所の状況	通院状況 (回/ 週・月)		通院状況 (回/ 週・月)		
介 護	被介護者の氏名 同居・別居の区分 別居先住所	氏 名 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 住 所		氏 名 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 住 所		
	被介護者の状況					
	介護の頻度	1週間に 日 1日当たり 時間		1週間に 日 1日当たり 時間		

○ 申込児童の状況について

現 在 の 状 況	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅で保育している。 保育者名 西岡 みどり 児童との続柄 母
	<input type="checkbox"/> 家族親戚が保育している。 保育者名 児童との続柄
	<input type="checkbox"/> 保育所等に預けている。 施設名 月額費用 円
	<input type="checkbox"/> 児童相談所・その他機関に相談している (機関名:)

※認可外保育施設等を利用している場合は、「保育所等利用申込みの御案内」P.10(3)を御確認ください。

保育所等利用申込補助票 (1)

○ 健康等の状態

出生時の様子	出生時の体重(2800 g)/身長(48 cm) 在胎週数 (38 週 5 日) 出生時(子ども) <input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり ()	
ことばの発達 (※当てはまるもの全てに☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 発声 <input checked="" type="checkbox"/> 名前を呼ばれると分かる <input checked="" type="checkbox"/> 単語 <input type="checkbox"/> 二語文 <input type="checkbox"/> なんでも話せる	
乳幼児健康診査 (※受診した健診に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 4か月 <input checked="" type="checkbox"/> 8か月～10か月 <input checked="" type="checkbox"/> 1歳6か月 <input type="checkbox"/> 3歳6か月 <input type="checkbox"/> 未受診	
乳幼児健康診査時の注意事項の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ()
ひきつけ・けいれん等	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 症状 ()
持病・病歴等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 病名 () ※診断書等の提出が必要となる場合があります。
育ちの中で気になること	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 健康・精神状態、こだわり等 (言葉が遅い、落ち着きがない)
アレルギー検査の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 検査結果 (卵)
アレルギーの有無 (見学の際、保育所等に必ず確認してください)	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <p>I.食物アレルギー・食事制限について</p> ①食物アレルギー・食事制限のある品目 えび・かに・小麦・そば・ 卵 ・乳・落花生・くるみ その他() ②保育所等で食事の際などに、除去等の特別な対応や配慮を必要としますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 ⇒希望する除去内容について (摂取可能な量や除去の程度等) (完全除去) ③入所後、保育所等の状況により、必要に応じて御家庭でアレルギー対応のお弁当を毎回持参することは可能ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <p>II.その他のアレルギーについて</p> アトピー性皮膚炎・花粉症・その他 () <p>-----</p> (I の② 保育所等での対応や配慮の必要ありに☑をつけた場合) ※「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要となります。 ※ 必要に応じて「診断書」を求める場合があります。
宗教食の有無 (見学の際、保育所等に必ず確認してください)	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <p>①宗教食の種類 肉(全て・牛・豚・鶏)・卵・乳製品・料理酒 その他 ()</p> ②宗教食が含まれる調味料・エキスの飲食可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 ③保育所等で食事の際などに、除去等の特別な対応を必要としますか。 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 ⇒希望する除去内容について () ④入所後、保育所等の状況により、必要に応じて御家庭で宗教食対応のお弁当を毎回持参することは可能ですか。 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
服用中の薬の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 薬剤名() / 朝・昼・夜
集団生活の経験の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 保育所 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> その他()
発達相談等の利用の有無 (療育相談、サニーキッズ等)	<input checked="" type="checkbox"/> 無	服用中の薬が昼にある場合、原則対応できません。 <input type="checkbox"/> 個別指導による面談や相談を利用したことがある。
障害等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 障害名 ()

保育所等利用申込補助票 (2)

○ 出産予定

出産予定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	予定日 年 月 日 ※出産予定がある方は、母子手帳の提出が必要です。 ----- 出産予定有に <input checked="" type="checkbox"/> を入れた方は、産休後の予定に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 職場復帰 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---------------------------------------	----------------------------	---

○ 育児休業の期間

育児休業の有無	<input type="checkbox"/> 無 <small>(または取得終了)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <small>(取得中の方のみ記入)</small>	(父) R7年●月●日～ R8年●月●日まで (母) R7年●月●日～ R8年●月●日まで ※育児休業等を取得している場合、就労証明書の育児休業の記入が必要です。 また、育児休業等から復職した場合、就労証明書の提出が必要です。
---------	--	---	--

必ずどちらかにをお願いします。
(入所選考には影響しません)

希望期間に入所できなかった場合の保育	場合 (継続利用または連携施設へのお申込みの方を除き必須) <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する(最長取得期間 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 自宅で保育する <input type="checkbox"/> 家族・親族・知人等が保育する <input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設等を利用する(利用予定施設: ●●保育園) <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------	--

○ 父及び母不在の理由 (該当する方のみ記入してください)

区 分	父 親	母 親
不在の理由及び事実発生年月日	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他() 発生日: 年 月 日	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他() 発生日: 年 月 日

○ 祖父母の状況

区分	氏 名	年 齢	申込児童と同居・別居の区分及び別居の場合の住所 (市区町村まで※神奈川県外の方は都道府県から)			
父 方	祖父 座間 たけし	● 歳	<input type="checkbox"/> 同居 ※	<input type="checkbox"/> 別居 住所	市・区 町・村	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 所在不明
	祖母 座間 さくら	● 歳	<input type="checkbox"/> 同居 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 別居 住所 座間	市 区 町・村	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 所在不明
母 方	祖父 東原 たろう	● 歳	<input type="checkbox"/> 同居 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 別居 住所 △△県●●市	市 区 町・村	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 所在不明
	祖母 東原 みどりに	● 歳	<input type="checkbox"/> 同居 ※	<input type="checkbox"/> 別居 住所	市・区 町・村	<input type="checkbox"/> 死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 所在不明

※二世帯同居または敷地内同居で同一住所地の場合を含む。

○ 保育所への送迎 (第一希望の保育所等について記入してください)

送り ※自宅から保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> その他 ()	片道 時間 10 分
迎え ※勤務先等から保育園	<input type="checkbox"/> 父親 <input checked="" type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> その他 ()	片道 1 時間 5 分

○ 外国籍の方 (入所選考には関係ありません)

申込み児童の言語について	<input type="checkbox"/> 日本語	送りは自宅から保育所等までの時間、 迎えは職場や自宅から保育所等までの時間を記入してください。
父 主要言語	<input type="checkbox"/> 日本語	
父 日本語のコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 話せる <input type="checkbox"/> 読み書きができる <input type="checkbox"/> 不可	
母 主要言語	<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> ()	
母 日本語のコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 話せる <input type="checkbox"/> 読み書きができる <input type="checkbox"/> 不可	

保育所等利用申込補助票 (3)

○ 兄弟姉妹の状況

小学校就学前の兄弟姉妹の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ※有に <input checked="" type="checkbox"/> した方は、以下の質問に回答してください。
兄弟姉妹の状況	<input checked="" type="checkbox"/> ①同時申請 <input type="checkbox"/> ②待機中 <input type="checkbox"/> ③認可保育所在園中(施設名 _____) <input type="checkbox"/> ④幼稚園(幼稚園部門利用)在園中(施設名 _____) <input type="checkbox"/> ⑤その他(_____)
①②を選択された方、いずれかの項目に <input checked="" type="checkbox"/> してください。	
<input type="checkbox"/>	○同時に同一の保育所等の入所のみ希望する。 ※兄弟姉妹全員が同時に同一の保育所等に入園できない場合、兄弟姉妹全員が不承諾となります。
<input type="checkbox"/>	○同時であれば別々の保育所等への入所でも良い。 ※兄弟姉妹全員が同時に入所できない場合、兄弟姉妹全員が不承諾となります。 ※入所後の転園は定員に空きがある場合に限られます。
<input type="checkbox"/>	○別々の時期でも良いが、同一の保育所等のみ希望する。 ①優先順位を記入してください。 <input type="checkbox"/> 優先順位はない ・ <input type="checkbox"/> 児童名：(_____)を優先したい ※優先順位を付けた場合、優先としていない児童が入所できる場合でも、優先児童が入所できるまでは不承諾となります。
<input type="checkbox"/>	②兄弟姉妹同時入所できなかった場合の、入所できない児童の預け先(予定)を記入してください。 { _____ } ※1人だけの入所の場合でも、就労要件でお申込みしている方は、保護者の方が就労を開始されないと、入所決定(在園)の児童は退所となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	○別々の時期でも別々の保育所等でも良い ①優先順位を記入してください。 <input type="checkbox"/> 優先順位はない ・ <input checked="" type="checkbox"/> 児童名：(座間 ひばり (姉))を優先したい ※優先順位を付けた場合、優先としていない児童が入所できる場合でも、優先児童が入所できるまでは不承諾となります。
<input type="checkbox"/>	○その他 { _____ }
③を選択された方、いずれかの項目に <input checked="" type="checkbox"/> してください。	
<input type="checkbox"/>	先に入所している児童と同じ保育所等への入所のみ希望する。
<input type="checkbox"/>	入所できれば先に入所している児童と異なる保育所等でもよい。

優先としていない児童が入れる場合であっても、優先の児童が入れなければ、入所できません。

兄弟姉妹の状況

19 就労証明書 記入例

就労証明書

証明日から2か月以内のものが有効です。

記載例

座間市福祉事務所長 宛
座間市長 宛

証明日 西暦 2025 年 10 月 1 日
事業所名 株式会社〇〇
〇〇 〇〇
〇〇市〇〇区
111 — 2222 — 2222
総部部 △△ △△
444 — 5555 — 6666

この就労証明書は保育・幼稚園課用になります。
児童ホームのお申込みには御利用になれません。

保護者の方

・この証明書は、保護者記入欄を除いて必ず雇用主(発注先)に記入を依頼してください。事実に相違した場合は、入所を取り消すことがあります。

・自営業の方につきましては、御自身で御記入の上、営業許可証や開業届等の写しを添付してください。

事業所の方

・訂正する場合は、二重線で訂正してください(押印不要)。

修正液等を使用した場合は無効となります。

・虚偽の記載があった場合は、認定及び入所内定を取り消します。

に問われる場合があります。

ください。

1	業種	<input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉		
2	フリガナ 本人氏名	ザマ ミドリ 座間 みどり		生年月日 2000 年 1 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2020 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日	
4	本人就労先事業	株式会社〇〇 ●●県●●市〇〇4-5-6		
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 嘱託社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員		
6	就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	月間 175 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)	
		一月当たりの就労日数	月間 20 日	一週当たりの就労日数 週間 5 日
		平日	8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)	
		土曜	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	□ 月間 □ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分)		
	就労日数	□ 月間 □ 週間 日		
	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
	就労実績	※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む 年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 9 月 22 日/月 192 時間/月 0 日/月 0 時間/月 0 日/月 0 時間/月		
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 期間 2025 年 8 月 1 日 ~ 2025 年		
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 2025 年 11 月 8 日 ~ 2026 年 9 月 11 日		
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
11	復職(予定)年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 2026 年 4 月 1 日		
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2026 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 9 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)		
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無		
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		
15	入所内定時育休短縮可	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否		
16	育休延長可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否		
17	単身赴任期間(予)	年 月 日 ~ 年 月 日		
18	備考	育児休業●●年●月●日まで延長可能		
19	児童名	生年月日	●年●月●日	
		生年月日	●年●月●日	
	施設名	生年月日 年 月 日		
	保育園 幼稚園	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中 (第一希望)		

固定就労または変則就労の該当する一方のみ記入してください。

休憩時間を含んだ、月間の契約時間を記入してください。

育児休業の取得等により実績がない場合については、「0日」と記入してください。

時短勤務をしている(する予定)方は、No.6 就労時間は契約時間を記入し、No.12 育児のための短時間勤務制度利用有無の欄には、短時間勤務をする際の時間を記入してください。

No. 3 雇用(予定)期間等で、有期にチェックをした場合、No.14 雇用期間満了後の更新の有無を記入してください。

No.9 育児休業の取得期間終了後に、育休延長の申請を行うことで延長可能な場合は、最長取得期間を記入してください。

事業所の方、保護者の方へ:【座間市就労証明書 記載要領】(裏面)を必ず御確認ください。

20 保育所入所選考基準

入所選考では、それぞれの御家庭の保育の必要性について御提出いただいた書類を審査し、点数の高い方から入所を決定します。※先着順ではありません。

<令和8年度（令和8年4月）選考から適用>

保育所入所選考基準

項目	詳細	基準点数	
就労	勤務時間が1か月に170時間以上	35	
	勤務時間が1か月に140時間以上、170時間未満	33	
	勤務時間が1か月に110時間以上、140時間未満	31	
	勤務時間が1か月に80時間以上、110時間未満	29	
	勤務時間が1か月に64時間以上、80時間未満	27	
妊娠・出産	妊娠・出産	24	
傷病・障害	傷病	入院を要する期間が1か月以上必要	35
		常時臥床の状態にある	35
		通院が1か月以上必要かつ保育が困難な場合	22
	障害	最重度の障害（重度の障害が2つ以上、要介護5）	35
		重度の障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4）	30
		中度の障害（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3）	25
親族の介護	常時臥床の者の介護をする	30	
	最重度の障害（重度の障害が2つ以上、要介護5）のある者の看護等をする	30	
	重度の障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4）のある者の看護等をする	25	
	中度の障害（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3）のある者の看護等をする	15	
	障害児（者）の通学に常時付添いをする	15	
	医療機関に入院した者の付添い看護等をする（月64時間以上の付添いを要する場合）	15	
	通院が1か月以上必要かつ日常生活が困難である旨医師が認めた者の看護等をする	15	
災害	災害の復旧に当たっている	50	
就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設などに在学していること 職業能力開発促進法、職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法等に規定する職業訓練などを受けていること	24	
求職活動	利用申込時点で勤務時間数が基準を満たさず、入所後に基準を満たす旨の誓約をしている場合	5	
	保育所に入所後、3か月以内に基準を満たす就労を開始する場合	5	

【基準点数について】

- ・基準点数については、児童の父母それぞれの点数を合算する。
- ・父及び母の基準点数が複数の項目に該当する場合は、原則基準点数が高い項目の点数のみとする。
ただし、妊娠・出産に該当する場合は妊娠・出産の基準点数とする。
- ・この表における「勤務時間」とは、出勤から退勤までの時間（休憩時間を含む）を基本とする。

項目	詳細	調整点数	
調整点数	ひとり親家庭の場合	54	
	ひとり親家庭で求職活動中の場合	16	
	生活保護世帯で、就労又は求職活動の要件に該当する場合	5	
	虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合	54	
	申請児童が障害者手帳等を交付されている場合	10	
	産後休業、育児休業及び介護休業の満了に伴い同一職場へ復職する場合	10	
	上記休業の取得に伴い保育所を退所し、同一保育所へ再入所を希望する場合	10	
	市内の認可された保育所、認定こども園、小規模保育事業及び家庭的保育事業（以下保育所等という。）又は幼稚園で保育士、幼稚園教諭若しくは看護師として就労(内定)している場合	月に120時間以上	35
		月に120時間未満	10
	兄弟姉妹（多胎児を含む）の申込を同時に行う場合または既に兄弟姉妹が保育所に入所している場合		10
	第3子以降の申込みの場合 （兄姉が2人以上保育所等に入所している又は申込みしている場合に限る）		5
	小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園に伴い連携施設を第1希望とした場合（連携施設のみ）		100
	上記以外の小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童		10
	認可外保育施設又は認可保育所等（小規模・家庭的保育を含む）の一時預かりもしくは幼稚園の預かり保育を定期的に利用している場合 （申請月直近でリフレッシュを除いて週3回以上利用している場合）		10
	内定した保育所等を辞退し、別の保育所等を希望する場合（病気等やむを得ない場合を除く）		-10
	同居の65歳未満の祖父母の保育を必要とする理由が確認できなかった場合		-10
	正当な理由なく保育料（兄弟姉妹等の保育料も含む）の滞納がある世帯の場合	納付のない月が3か月以上6か月未満の場合	-5
		納付のない月が6か月以上の場合	-15
他市区町村からの入所委託の場合		-40	
その他福祉事務所長が認める場合		10～100	

【調整点数について】

- 調整点数については、世帯を単位として加点する。ただし、第3子以降の申込みの場合や小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童の加点等については、児童ごとの加点とする。
- 認可外保育施設または保育所等の一時預かりを利用している場合の加点については、産後休業、育児休業及び介護休業の満了に伴い同一職場へ復職する場合の加点を受けている者は除く。
- 内定した保育所等を辞退し、別の保育所等を申請した場合の減点については、辞退した年度内のみ反映とする。
- 保育所等に入所している者の転園希望については、上記の定めに関わらず点数を0点とする。
ただし、次の（ア）、（イ）、（ウ）に該当する者の転園希望は除く。

（ア）教育標準時間認定（1号認定）を受けている者

（イ）入所希望月の締切日時点で、既に保育認定（2号認定もしくは3号認定）を受けている兄弟姉妹が在籍する施設への転園を希望する者

（ウ）転居に伴い転園を希望する者

- 希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる者は、基準点数に関わらず、-100点とする。

◎ 基準点数に調整点数を加えた点数が高い世帯の児童から入所するものとする。同点となった場合は、以下の項目の①から順番に選考することとする。

優先順位項目

①希望順位	希望順位の高い世帯を優先する。
②調整点数の合計点	調整点数の高い世帯を優先する。
③所得割額	所得割額の低い世帯を優先する。 ※市町村民税未申告の場合は、所得割額が高いと判断するため、不利となります。

21 入所決定後の届出

◆お申込みの要件によって、提出書類が異なります。

求職活動のために入所する場合	支給認定期間は3か月間。入所後、支給認定期間が終了する月の10日までに就労を決定し、「就労証明書」を提出することで、就労要件に変更し、認定期間を延長します。 ※就労証明書を提出できない場合または1か月64時間以上の就労が確認できない場合は、支給認定終了日をもって退所となります。
妊娠・出産のために入所した場合	妊娠・出産要件で入所した場合は、支給認定期間満了をもって原則退所となりますが、育児休業を取得する場合または産後休暇終了後に他の要件へ切り替える場合のみ、産後休暇終了までに就労証明書等を提出することで入所を継続することができます。
育児休業からの復職のために入所する場合	入所月の翌月14日までに同一職場に復職をし、入所月の翌月末までに復職年月日の記入された「就労証明書」の提出が必要です。 ※詳細はP31「Q&A」(2)お申込みQ7参照 ※育児休業から復職後、短時間勤務を行う場合 就労証明書の就労時間は、契約上の時間を記入し、育児のための短時間勤務制度利用有無の欄に短時間勤務を行う際の時間を記入してください。 契約時間自体が変更になった場合、入所取消となる場合があります。
保育園を退所する場合	退所する月の10日までに「保育所入所児童退所届」を提出。 原則、各月月末での退所となります。
市外へ転出する場合	転出先、転出日が決まり次第「保育所入所児童退所届」を提出。 ①市内の保育所等を退所する場合 転出先で新たに保育所等の入所を希望するときは、転出前にお申込みができます。 ②同一の保育所等の入所を継続希望する場合 一度退所扱いとなりますが、転出先の保育主管課で転出後すぐに継続のお申込みをすると、継続ができます。 (要件により継続期間が異なります。) ※詳細はP32「Q&A」(3)入所後の手続きなどQ6参照
世帯員の勤務先、勤務時間や日数等内容に変更があった場合	新しい勤務先や内容変更後の「就労証明書」を提出。
市内転居、氏名変更及び世帯構成に変更があった場合	「入所関係変更届」を提出。 世帯の状況により、新たに税資料等の提出が必要な場合があります。
保育必要事由が変更になった場合	変更後の保育を必要とする要件の書類を提出。

◎その他、状況により提出が必要な書類がありますので、詳しくは、保育・幼稚園課へお問合せください。

22 取り下げる場合

- ・利用申込みを取り下げる場合：「保育所入所申込（辞退・取下げ）届」
- ・取り下げた後に保育所等の入所を希望する場合、再度、申請書類一式の提出が必要となります。

23 辞退する場合

- ・内定した保育所等を辞退する場合の必要書類：「保育所入所申込（辞退・取下げ）届」
年度内は内定した施設を再度申込みことはできません。お申込み自体取下げとなりますので、他の保育所等への入所を希望される場合は、再度のお申込みが必要となります。
- ・(病気などやむを得ない場合を除いて) 辞退した場合、年度内の選考時に点数が10点減点となります。

24 市外の保育所等への申請・市外からの申請

- ・保育所等入所の申込みは、原則、住民登録をしている市区町村で行うことになっています。
- 市外にお住まいの方が座間市の保育所等へ入所を希望される場合、お住まいの市区町村の保育主管課に申請方法を御確認いただき、お申込みください。

○座間市在住で、市外の保育所等へ入所を希望する場合

受付場所	座間市役所 2階 保育・幼稚園課 ※市外の保育施設をお申込みの場合、郵送でのお申込みはできません。
受付期日	希望する保育所等がある市区町村が設定する締切の7開庁日前まで
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・座間市が指定する申込書類（転出予定の方は、希望する保育所等がある市区町村指定の書式で御準備いただく場合もあるため、事前に御確認の上でお申込みください） ・他市区町村が必要とする追加書類（同意書や賃貸契約書など）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに必要な書類や締切日は各市区町村により異なります。 必ず、事前に希望する保育所等がある市区町村の保育主管課に以下の内容を御確認ください（申込可否、申込締切日、必要書類、保育時間、受入年齢など）。 ・転出予定で申し込む方は、転出後に転出先の市区町村で再度利用申込みをしてください。

○座間市外に在住で、座間市内の保育所等を申込み場合

次のいずれかに該当する方は、座間市内の保育所等のお申込みが可能です。

- ・（入所希望月前月末日までに）座間市に転入予定がある場合
- ・（入所希望月1日時点で）父母のいずれかが座間市で、月64時間以上在勤または在学している場合

受付場所	お住まいの市区町村の保育主管課に確認してください。	
受付期日	座間市が設定する締切日 ※座間市の各月締切日までに座間市保育・幼稚園課に申請書類が届いている必要があります。お住まいの市区町村に期日を御確認の上、余裕をもって御提出ください。	
必要書類	【転入予定の方】 <ul style="list-style-type: none"> ・座間市が指定する申込書類 ・重要説明事項確認書 ・課税（非課税）証明書 ・申立書（転入予定者用） 	【在勤要件の方】 <ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市区町村が指定する申込書類 ・重要説明事項確認書 ・課税（非課税）証明書（提出必須ではありませんが、同点比較の際に使用します）
注意事項	【転入予定の方】 <ul style="list-style-type: none"> ・転入後は座間市保育・幼稚園課で再度申込みの手続きが必要です。 ・入所希望月の前月末日までに座間市に住民票を異動していることが条件となります。転入が確認できない場合、内定が取り消しとなります。 ・市外からお申込みする場合も見学は必須です。現在の居住地が遠方である等の理由で見学ができない場合は、必ず保育所等に電話していただき、保育所等の運営方針や利用方法の説明を受けてください。また、お子様の日々の様子等をお伝えいただき、申し込みをすることの了承を得てください。了承が得られた場合は、転入後に必ず見学をするようお願いいたします。 【在勤要件でお申込みの方】 <ul style="list-style-type: none"> ・転入予定がない方は、選考時に減点がありますので御注意ください（40点減点）。 	

25 保護者負担金(保育料及び副食費)

(1) 幼児教育・保育の無償化

- ・「幼児教育・保育の無償化」により、認可保育所等及び認定こども園（保育所部分）の保育料（利用料）が無償化されました。（延長保育料や食材料費等は対象外です）

<無償化の対象となる子ども>

- ① 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども
- ② 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯*の子ども

※父母及び同居している祖父母の市町村民税所得割額、均等割額が0円である世帯。

- ・2歳児クラス以下については、所得に応じて保育料が掛かります。2歳児クラスのお子様のうち3歳のお誕生日を迎えた場合も、2歳児クラスの間は保育料が掛かりますので御注意ください。
- ・3歳児クラス以上のお子様の副食費について、「幼児教育・保育の無償化」以前は、保育料の一部として徴収していましたが、無償化に伴い、副食費として徴収となりました。副食費の額は施設により異なります。

(2) 保育料の算定方法

- ・保育料は、入所児童の4月1日現在の年齢と、父母またはそれ以外の扶養義務者（別住所の保護者や内縁者等を含む。）の市町村民税所得割額等、認定区分、保育の必要量、兄弟姉妹の状況等で決定します。ただし、父母またはそれ以外の扶養義務者が市民税非課税の場合は、児童と同居し生計を一にする祖父母のうち、市町村民税所得割額等の高い者を家計の主宰者とみなし、保育料を決定します。
- ・所得割額の区分（P 2 5～2 6）は、住宅取得控除額等の税控除額（調整控除を除く）前の額の合計額を適用します。
- ・保育料算定後、「保育料決定通知書」を送付します。前期分（4～8月分）の保育料決定通知書は4月初旬に、後期分（9～3月分）の保育料決定通知書は9月初旬に送付する予定です。
- ・入所後、年度途中で年齢が変わっても保育料に変更はありませんが、世帯構成などに変更があり、届出がされた場合は、再算定することがあります。
- ・保育料の算定に用いる対象は以下のとおりです。（市町村民税所得割額の確認方法はP 2 4参照）

保育料	令和8年4～8月	令和8年9月～令和9年3月
対象市民税	令和7年度市民税 ※対象の収入期間（令和6年1～12月）	令和8年度市民税 ※対象の収入期間（令和7年1～12月）

※令和8年4～8月分は令和7年度市民税額を基に算出

令和8年9月～令和9年3月分は令和8年度市民税額を基に算出

<令和7年1月1日または令和8年1月1日時点で政令指定都市に在住の方>

政令指定都市では、平成30年度分から所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、市県民税課税（非課税）証明書を政令指定都市で発行した場合の保育料については、変更前の税率（6%）で階層区分を設定しますので、税率変更による影響はありません。

(3) 保育料の軽減

下記に当てはまる場合、保育料が半額または無償となります。

① 兄弟姉妹での入所

1	保育所等 ^{※1} を兄弟姉妹で利用する場合 最年長の児童 ^{※2} から順に基準額、2人目は半額（10円未満切り捨て）、3人目以降は無償となります。 ※1 保育所等：幼稚園及び認定こども園、小規模保育、家庭的保育等を含む ※2 小学1年生以上の兄弟姉妹は含みません。
2	市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯 年齢にかかわらず ^{※3} 、上から順に第1子、第2子、第3子として数えます。第2子は各階層区分の半額（10円未満切り捨て）、第3子以降は無償となります。 ※3 小学校1年生以上の兄弟姉妹も含みます。

② 要保護世帯（ひとり親世帯または障害者手帳を所持する方がいる世帯）

1	市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯 年齢にかかわらず、上から順に第1子、第2子、第3子として数えます。第1子は令和8年度保育料金表（要保護世帯）のとおり、第2子以降は無料となります。
---	---

(4) 給食費（副食費）

- ・3歳児クラス以上は国の基準や物価高騰を参考に実費徴収しています。

通園先が公立保育園であれば、4,500円（令和7年度実績、年度により変動あり）、私立保育園の給食費は施設によるため、**直接施設に御確認ください。**

ただし、次のいずれかに当てはまる場合は、副食費が免除になります。

<副食費免除の対象>

1	市町村民税所得割額が57,700円未満（要保護世帯等 ^{※1} においては77,101円未満）の世帯 ※1 要保護世帯等とは、ひとり親世帯、障害者手帳を所持する方がいる世帯の他、里親、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯を含みます。																
2	市町村民税所得割額にかかわらず、第3子 ^{※2} ※2 小学校就学前までの子どもの人数でカウントします。 (例：補助の対象となる世帯) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>きょうだい構成</td> <td>保育園 年長</td> <td>保育園 年中</td> <td>保育園 年少</td> </tr> <tr> <td>対象児童の 算定上</td> <td>第1子</td> <td>第2子</td> <td>第3子 →対象</td> </tr> </table> (例：対象とならない世帯) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>きょうだい構成</td> <td>中学校 1年生</td> <td>小学校 5年生</td> <td>保育園 年長</td> </tr> <tr> <td>対象児童の 算定上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>第1子 →対象外</td> </tr> </table>	きょうだい構成	保育園 年長	保育園 年中	保育園 年少	対象児童の 算定上	第1子	第2子	第3子 →対象	きょうだい構成	中学校 1年生	小学校 5年生	保育園 年長	対象児童の 算定上	-	-	第1子 →対象外
きょうだい構成	保育園 年長	保育園 年中	保育園 年少														
対象児童の 算定上	第1子	第2子	第3子 →対象														
きょうだい構成	中学校 1年生	小学校 5年生	保育園 年長														
対象児童の 算定上	-	-	第1子 →対象外														



(5) 保育料及び副食費の納入方法

- ・ 保育所等の保育料は、公立、私立で違いはありません。
- ・ 副食費（おかず・おやつ・飲物）について、公立は保育料と同様、口座振替または納入通知書でお支払いいただきます。私立は直接施設に御確認ください。
- ・ 「納入通知書」を前期分（4～8月分）と後期分（9～3月分）に分けて送付しますので、各月の納期限までに、指定金融機関の窓口で納入してください。また、金融機関または保育・幼稚園課の窓口で口座振替の手続きをお願いします。

<お支払い先>

	公立保育園	私立保育所	小規模・家庭的施設	認定こども園
保育料 (0～2歳児クラス)	市に納付		施設に納付	
副食費 (3～5歳児クラス)	市に納付	施設に納付		施設に納付

(6) 保護者負担金（保育料及び副食費）算定に必要な税資料

- ◆ 次の区分に従い、必要な資料を提出してください。

※父母どちらも座間市に住民登録がある場合、提出書類はありません。

(父母ともに非課税世帯で同居の祖父母がおり、座間市に住民登録がない場合も提出が必要です)

利用希望月	区 分	提 出 書 類
令和8年4月～ 令和8年8月 利用希望	<u>令和7年1月1日</u> に、 座間市に住民登録がない方	①、②のどちらか1つ ①マイナンバーカード ⇒通知カードの場合は身元確認資料が必要です。* ②令和7年度市県民税課税（非課税）証明書等 (令和7年1月1日現在の住民登録地が発行したもの)
令和8年9月～ 令和9年3月 利用希望	<u>令和8年1月1日</u> に、 座間市に住民登録がない方	①、②のどちらか1つ ①マイナンバーカード ⇒通知カードの場合は身元確認書類が必要です。* ②令和8年度市県民税課税（非課税）証明書等 (令和8年1月1日現在の住民登録地が発行したもの)

※マイナンバーの提供を通知カードで行う場合

身元確認資料（写真付き身分証明書の場合は1点、身分証明書の場合は2点）の添付が必要です。

- ・ 写真付き身分証明書：運転免許証、パスポート、在留カード等
- ・ 身分証明書：公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等
- ・ 通知カードをマイナンバーの証明として使用するためには、カードが令和2年5月24日以前に発行されたもので、カード券面記載事項（住所や氏名など）が住民登録と一致している必要があります。

(7) 市町村民税所得割額の確認方法

1	勤務先から渡される「 <u>給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書</u> 」または市町村から送付される「 <u>市民税・県民税税額の決定・納税通知書</u> 」を参照する。 勤務先または市町村から6月頃に渡されます。記載の市民税の所得割額を御参照ください。
2	「 <u>課税（非課税）証明書</u> 」を発行し、参照する。 各年度の1月1日時点の住民登録地で発行できます。 記載の市民税の所得割額を御参照ください。 父母ともに所得割額が0円であれば、均等割額を御確認ください。 均等割額も0円で同居の祖父母等がいなければ、保育料は0円になります。

※「住宅ローン控除」や「ふるさと納税などの寄付金控除」等の控除額は、保育料の算定においては控除の対象にはなりませんので、御注意ください。

(8) 世帯状況で必要となる書類

○単身赴任等で現在市外に住民票がある場合

⇒令和7年1月1日（または令和8年1月1日）時点で住民登録のある市区町村で取得した課税証明書が必要となります。

○令和7年1月1日（または令和8年1月1日）に国外に居住がある場合

⇒国外での収入が分かる書類の提出が必要となります。

その他、別途提出が必要な書類がある場合があります。御不明な場合は、保育・幼稚園課へお問合せください。

(9) 保護者負担金に関する注意点

- ・延長保育料、病児保育料、期間前慣れ保育料は、別にお支払いいただきます。
- ・保護者負担金を決定するためには、税情報が必要です。申告が行われていない等、課税情報の確認が取れない場合は、最高額で保護者負担金を決定します。前年中に収入がない方（市内在住者に扶養されている方を除く）であっても、収入が無かったことを申告する必要があります。
- ・保育料を滞納した場合は、督促状が発布されます。
- ・市外の公立保育所等に在園している方の保育料は、施設のある市区町村に納付していただきます。

皆様からお預かりした保育料は、保育所等の運営経費に充てています。

しかしながら、保育料だけでは運営することはできず、残りの部分を国・県・市で負担する仕組みになっています。

保育料は、保育所等を運営するための貴重な財源として皆様に公平に負担していただいているものです。保育料を滞納された場合、児童福祉法の規定に基づき、地方税法の滞納処分の例に従い処分する場合があります。保育料の適正な納付をお願いします。



26 令和8年度 保育料金表

上段は保育標準時間認定者、下段（ ）内は保育短時間認定者。

入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額(円)		【参考】国上限
階層区分	定 義		2歳以下	3歳以上(※)	3歳未満
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0 (0)	0 (0)	0 (0)
C	市町村民税所得割の非課税世帯(均等割のみ課税)		6,890 (6,810)	0 (0)	
D1	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	5,000円未満	10,380 (10,270)	0 (0)	19,500 (19,300)
D2		5,000円以上 16,000円未満	11,880 (11,750)	0 (0)	
D3		16,000円以上 32,000円未満	14,060 (13,910)	0 (0)	
D4		32,000円以上 48,600円未満	16,320 (16,150)	0 (0)	
D5		48,600円以上 64,000円未満	18,420 (18,170)	0 (0)	30,000 (29,600)
D6		64,000円以上 80,000円未満	20,600 (20,320)	0 (0)	
D7		80,000円以上 97,000円未満	22,910 (22,600)	0 (0)	
D8		97,000円以上 120,000円未満	26,050 (25,690)	0 (0)	
D9		120,000円以上 144,000円未満	29,320 (28,920)	0 (0)	44,500 (43,900)
D10		144,000円以上 169,000円未満	32,720 (32,270)	0 (0)	
D11		169,000円以上 192,000円未満	35,860 (35,330)	0 (0)	
D12		192,000円以上 216,000円未満	39,130 (38,550)	0 (0)	
D13		216,000円以上 240,000円未満	42,400 (41,770)	0 (0)	61,000 (60,100)
D14		240,000円以上 264,000円未満	45,670 (44,990)	0 (0)	
D15		264,000円以上 288,000円未満	48,940 (48,210)	0 (0)	
D16		288,000円以上 301,000円未満	50,710 (49,960)	0 (0)	
D17		301,000円以上 312,000円未満	52,210 (51,420)	0 (0)	80,000 (78,800)
D18		312,000円以上 336,000円未満	55,480 (54,640)	0 (0)	
D19		336,000円以上 360,000円未満	58,750 (57,860)	0 (0)	
D20		360,000円以上 384,000円未満	62,020 (61,080)	0 (0)	
D21		384,000円以上 397,000円未満	63,790 (62,830)	0 (0)	
D22		397,000円以上	65,290 (64,280)	0 (0)	

※3歳以上の子どもの保育料は0円ですが、別途給食費が掛かります。

令和8年度保育料金表（要保護世帯）

※ひとり親世帯または障害者がいる世帯の料金表です。

上段は保育標準時間認定者、下段（）内は保育短時間認定者。

入所児童の属する世帯の階層区分		保育料月額(円)		【参考】国上限	
階層区分	定 義	2歳以下	3歳以上(※)	3歳未満	
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
C	市町村民税所得割の非課税世帯(均等割のみ課税)	6,890 (6,810)	0 (0)		
D1	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	5,000円未満	9,000 (8,900)		
D2		5,000円以上 16,000円未満	9,000 (8,900)	9,000 (9,000)	
D3		16,000円以上 32,000円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	
D4		32,000円以上 48,600円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	
D5		48,600円以上 64,000円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	
D6		64,000円以上 77,101円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	
D6		77,101円以上 80,000円未満	20,600 (20,320)	0 (0)	30,000 (29,600)
D7		80,000円以上 97,000円未満	22,910 (22,600)	0 (0)	
D8		97,000円以上 120,000円未満	26,050 (25,690)	0 (0)	
D9		120,000円以上 144,000円未満	29,320 (28,920)	0 (0)	44,500 (43,900)
D10		144,000円以上 169,000円未満	32,720 (32,270)	0 (0)	
D11		169,000円以上 192,000円未満	35,860 (35,330)	0 (0)	
D12		192,000円以上 216,000円未満	39,130 (38,550)	0 (0)	
D13		216,000円以上 240,000円未満	42,400 (41,770)	0 (0)	61,000 (60,100)
D14		240,000円以上 264,000円未満	45,670 (44,990)	0 (0)	
D15		264,000円以上 288,000円未満	48,940 (48,210)	0 (0)	
D16		288,000円以上 301,000円未満	50,710 (49,960)	0 (0)	
D17		301,000円以上 312,000円未満	52,210 (51,420)	0 (0)	
D18		312,000円以上 336,000円未満	55,480 (54,640)	0 (0)	
D19		336,000円以上 360,000円未満	58,750 (57,860)	0 (0)	80,000 (78,800)
D20		360,000円以上 384,000円未満	62,020 (61,080)	0 (0)	
D21		384,000円以上 397,000円未満	63,790 (62,830)	0 (0)	
D22	397,000円以上	65,290 (64,280)	0 (0)	104,000 (102,400)	

※3歳以上の子どもの保育料は0円ですが、別途給食費が掛かります。

27 その他のサービス

◆ 一時預かり

- ・保護者の方が、一時的な就労・病気・出産・その他リフレッシュなどで家庭での保育が困難なとき、有料で一時的にお子様を預かる制度です。どなたでも利用することができます。
- ・御利用を希望される方は、**直接各施設にお問合せください**。保育所等に空きがなければ、利用はできません。また、お子様の状態によって御希望の時間に利用できない場合があります。

「〇歳児」とある場合は、各年度4月1日現在の年齢を基準とします。

施設	保育日	保育時間	受入れ年齢	保育料	食事	申込み方法など	
わかば保育園	平日	9:00～17:00	6か月（～就学前）	8h	6か月～2歳児 3,000円 3歳児～5歳児 2,000円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)	利用の5日前までに電話連絡の上、面接 ●持ち物 申込書・判子 ●予約受付期間 原則1か月前～1週間前まで ●慣らし保育あり (時間、日数は子どもにより異なります。)
				4h	6か月～2歳児 1,500円 3歳児～5歳児 1,100円		
				1h	6か月～2歳児 550円 3歳児～5歳児 500円		
座間保育園	平日	9:00～17:00	6か月（～就学前）	8h	6か月～2歳児 3,000円 3歳児～5歳児 2,200円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)	電話連絡の上、面接 ●持ち物 ・申込書・家庭調書 ●予約受付期間 随時 ●慣らし保育あり (時間、日数は子どもにより異なります。)
				4h	6か月～2歳児 1,500円 3歳児～5歳児 1,100円		
				1h	6か月～2歳児 550円 3歳児～5歳児 500円		
やなせ保育園	平日	9:00～17:00	6か月（～就学前）	8h	6か月～2歳児 3,000円 3歳児～5歳児 2,200円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)	初回利用前に電話連絡の上、面接・登録 ●予約受付期間 毎月1日～2か月先まで予約可 その他、空きがあれば可能 (前日・当日の予約は不可) ●慣らし保育あり (時間、日数は子どもにより異なります。)
				4h	6か月～2歳児 1,500円 3歳児～5歳児 1,100円		
				1h	6か月～2歳児 550円 3歳児～5歳児 500円		
座間子ども園	平日	8:30～17:00	6か月（～就学前）	8h	6か月～満2歳 3,000円 満2歳～就学前 2,200円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)	電話連絡の上、随時面接 ●持ち物 ・申請書・判子 ●予約受付期間 原則1か月前～ ●慣らし保育あり (時間、日数は子どもにより異なります。)
				4h	6か月～満2歳 1,500円 満2歳～就学前 1,100円		
いその保育園	平日	9:00～16:00	満1歳児（～就学前）	1h	1歳児～2歳児 600円 3歳児～ 500円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)	希望日の1週間前～前日に電話で申込(9:00～16:00)。 ●事前に面接、登録が必要です。(面接は平日10:30～12:00に実施します。) ●慣れ保育あり(利用は9:00～12:00) ※人数の関係上、予約できない場合があります。 ※8月中は夏季保育中のため、受付ができません。
栗の実保育園	平日	8:30～16:30	1歳児（～就学前）	8h	①1歳児～2歳児 3,000円 ②3歳児～5歳児 2,500円	①335円 ②320円 ③245円 ④230円	◆ ご利用までの流れ (1)事前に登録が必要です。ご利用日までにお電話にてご連絡いただき、必ず親子でご来園の上登録して下さい。(持ち物不要) (2)登録完了後、原則利用日の1週間前までに電話にてお申し込みください。(初回は慣らし保育のため半日)
				4h	③1歳児～2歳児 1,500円 ④3歳児～5歳児 1,250円		
座間すこやか保育園	平日	9:00～17:00	満1歳（～就学前）	8h	3歳未満児 3,000円 3歳以上児 2,200円	350円/日 (食事時間帯に在園している場合)	電話で予約の上面接・登録 (面接時間は平日の10:30か15:30) ●予約受付期間 利用予定日の前月20日の9時から予約受付開始。 (20日が土日の場合は月曜日) ●慣れ保育あり (時間、日数は子どもにより異なります。)
				4h	3歳未満児 1,500円 3歳以上児 1,100円		
				1h	3歳未満児 550円 3歳以上児 500円		

ナイスリースクール T&Y相模が丘	平日	9:00～16:00	満1歳 (～就学前)	7h以上	1歳～2歳 3,000円 3歳～5歳 2,200円	330円/日 (給食費) (食事時間帯に在園している場合)	1週間までに電話連絡の上、面接 ●持ち物 ・申請書、母子手帳、健康保険証、小児医療証、判子 ●予約受付期間 利用予定日の前月20日～1週間前まで(原則) ●慣らし保育 あり(時間、日数は子どもにより異なります)
				4h	1歳～2歳 1,500円 3歳～5歳 1,100円		
				1h	1歳～2歳 550円 3歳～5歳 500円		
座間ゆめっこ 保育園	平日	8:30～17:00	6か月 (～就学前)	8h	4,000円 (8h以内)	提供あり (食事代は、保育料に含まれる)	電話連絡の上、面接 ●慣らし保育 あり(2h)
				4h	2,000円 (4h以内)		
ひまわり 子どもの保育園	平日	8:30～17:00	6か月 (～就学前)	8h	6か月～1歳 3,000円 2歳(誕生日)～就学前 2,200円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)	電話連絡の上、指定の登録・面談日に登録・面談 ●持ち物 申込書、判子 ●予約受付期間 登録後電話で指定の予約日に翌月の予約 ●慣れ保育 あり(時間、日数は子どもにより異なります) ※保育時間は8時間以内
				4h	6か月～1歳 1,500円 2歳(誕生日)～就学前 1,100円		
緑ヶ丘もえぎ 保育園	平日	8:30～17:00	2か月 (～就学前)	1h	1歳児～5歳児 500円 2か月～1,000円	400円/日 (食事時間帯に在園している場合)	電話連絡の上、登録が必要。登録完了後から利用可能。 ●予約受付期間 前月の20日～利用日1週間前 ※緊急の場合は相談ください。 ●慣らし保育 あり(時間、日数は、子どもにより異なります) ※利用は週3日以内
ちぐさ 保育園	平日	9:00～16:00	1歳児 (～就学前)	7h	1歳児～2歳児 3,000円 3歳児～5歳児 2,000円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)	初回利用前に電話連絡の上、面接・登録 ●持ち物 ・利用登録申込・同意書 ●予約受付期間 利用日の1か月前～1週間前 ●慣れ保育 あり(時間・日数は、子どもによって異なります。)
				4h	1歳児～2歳児 1,500円 3歳児～5歳児 1,100円		
				1h	1歳児～2歳児 600円 3歳児～5歳児 500円		
保育ルーム 相武台前園	平日、土曜	8:30～17:00	6か月 (～2歳児)	8h	6か月～2歳児 6,400円 0歳児のみ衛生費+500円	300円/1食 (食事おやつ時間帯に在園している場合)	利用の5日前までに電話連絡の上、面接 ●持ち物 申込書、判子 ●予約受付期間 原則1か月前～1週間前 ●慣らし保育 あり (時間、日数は子どもにより異なります。)
				4h	6か月～2歳児 3,200円 0歳児のみ衛生費+500円		
				1h	6か月～2歳児 800円 0歳児のみ衛生費+500円		
ひばりっ子 保育園	平日	9:00～16:00	1歳児 (～2歳児)	1h	1歳児～2歳児 500円	300円/日 おやつ1回100円 (食事時間帯に在園している場合)	●申込方法 定員に空きがある場合、面接・登録を行います。まずはお電話でお問合せください。 ●慣れ保育 あり(保護者同伴の慣れ保育・お子様のみの慣れ保育、どちらもございます。時間や日数はお子様の様子に応じて調整いたします。)
保育ルーム 座間園	平日、土曜	8:30～17:00	6か月 (～2歳児)	8h	6か月～2歳児 6,400円 0歳児のみ衛生費+500円	300円/1食 (食事おやつ時間帯に在園している場合)	利用の5日前までに電話連絡の上、面接 ●持ち物 申込書、判子 ●予約受付期間 原則1か月前～1週間前 ●慣らし保育 あり (時間、日数は子どもにより異なります。)
				4h	6か月～2歳児 3,200円 0歳児のみ衛生費+500円		
				1h	6か月～2歳児 800円 0歳児のみ衛生費+500円		

◆ **休日保育** ※利用登録は年度ごとに必要です。

保育所等に在園中で、保護者が休日の労働などにより休日に保育を必要とする場合、保育所でお預かりする制度です。定員がありますので、御利用できない場合があります。

実施施設	座間子どもの家保育園、緑ヶ丘もえぎ保育園、ちぐさ保育園
実施日	休日（日曜、国民の祝日）※年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
対象児童	座間市内保育所等の在籍児童
受け入れ年齢	生後8週間～就学前
保育時間	座間子どもの家保育園：8時30分～18時の間の9時間以内 緑ヶ丘もえぎ保育園：8時30分～17時30分の間の9時間以内 ちぐさ保育園：8時30分～16時30分
利用方法	① 「座間市休日保育事業利用登録申請書」を記入する。 ② 記入後、現在通っている保育所等で園長印を押印してもらう。 ③ 申請書を保育希望日の <u>3か月前から1か月前まで</u> に保育・幼稚園課に提出する。 ④ 承認後、市役所から保護者へ決定通知を送付されます。 ⑤ 利用を御希望の保育園へ電話し、利用日の日程調整を行い、利用開始。

◆ **病児保育**

「にじのはし保育園」、「病児保育そよかぜ（緑ヶ丘もえぎ保育園内）」で病児保育を実施しています。

緑ヶ丘もえぎ保育園を利用する場合は、事前登録が必要になります。詳しくは、各施設にお問合せください。

実施施設	にじのはし保育園	緑ヶ丘もえぎ保育園
対象児童	生後6か月～	市内在住または座間市と広域連携の協定を結ぶ市町村（厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村）に在住、若しくは市内の保育園に通う児童のうち、生後6か月～小学校6年生の児童
定員	4名	3名
利用可能日	月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）	月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）
利用可能時間	8時～18時	8時30分～17時30分
利用料金	4時間まで 無料 6時間まで 500円 8時間まで 1,000円 8時間以降 200円/30分 （きょうだい利用時、2人目半額）	2,000円/1日 ※非課税世帯、生活保護世帯は減免制度あり

◆ **病後児保育**

「病後児保育センターすずらん（広野台保育園内）」、「ちぐさ保育園」で病後児保育を実施しています。

利用する場合は、事前登録が必要です。詳しくは、各施設にお問合せください。

実施施設	広野台保育園	ちぐさ保育園
対象児童	市内在住または市内の保育園に通う、満1歳～小学3年生	市内在住または市内の保育園に通う、満1歳～小学3年生
定員	3名	2名
利用可能日	月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）	月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）
利用可能時間	8時30分～17時15分	9時00分～16時00分
利用料金	2,000円/1日 ※非課税世帯、生活保護世帯は減免制度あり。	2,000円/1日 ※非課税世帯、生活保護世帯は減免制度あり。
利用期間	各利用回ごとに原則として休業日を含む連続した7日以内	各利用回ごとに原則として休業日を含む連続した7日以内

28 Q&A

(1) 保育所等での対応

Q1 アレルギー食や宗教食の対応はしてもらえますか？

公立保育園は全ての施設で、食物アレルギーをお持ちのお子様へ除去食の対応を行っています。アレルギー原因食品の除去を希望する場合は、医師による「**保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息）**」を保育所に提出し、事前に保育所と御相談ください。ただし、重度の食物アレルギー等の場合や、宗教上の理由による除去の場合等は対応できないことがあるため、お弁当の持参等をお願いすることがあります。私立保育所の場合は、各保育所等によって対応の可否が異なります。見学の際、必ず確認してください。

※お弁当を持参した場合でも、保育料の減額や免除はありません。あらかじめ御了承ください。

Q2 入所児童に傷病・障害がある場合、保育所等の対応は可能ですか？

各保育所等によって対応の可否が異なります。見学の際、御確認ください。

(2) お申込み

Q1 保育所等の利用状況を確認できますか？また、空きのない保育所等を申し込めますか？

保育所等のクラス年齢別選考可能人数及び入所待ち人数（第一希望）の状況は、市HPでお知らせしています。空きがない保育所等に申し込むことはできますが、利用されている方が退所する等、保育所等が受入れ可能となるまでお待ちいただくこととなります。

Q2 育児休業の延長をするためにはどのように手続きすれば良いですか？

お申込み時に「育児休業に関する同意書・申出書」を提出していただくことで、基準点数に関わらず100点となります。

選考時に点数が下がるのみの取扱いのため、必ず保留になることを保障するものではありません。利用希望保育所等に空きがあれば、入所利用内定となります。入所できる場合には「利用可」の旨を通知します。入所できる保育所等を辞退した場合、「保留通知」は発行できませんので、あらかじめ御了承ください。

Q3 パートやアルバイト勤務だと点数は下がりますか？

選考は1か月の勤務時間を基にしているため、雇用形態（本採用、パート、アルバイト、派遣、自営業等）により点数に差がつくことはありません。

Q4 離婚しているまたは離婚協議中の場合に何か必要な書類はありますか？

P10（3）ひとり親世帯（離婚予定を含む）を御参照ください。

また、書類の提出がある場合でも、同一住所に住んでいる場合または生活費の授受がある場合は、父・母両方の保育を必要とする書類が必要になります。

その他、状況により提出が必要な書類がありますので、詳しくは、保育・幼稚園課へお問合せください。

Q5 祖父母と二世帯住宅に住んでいますが、祖父母の書類も必要ですか？

同一住所地である場合は必要です。ただし、世帯ごとの公共料金（電気代、水道代、ガス代のいずれか）の請求書または領収書の写しが提出できる場合は必要ありません。公共料金の請求書または領収書の写しの提出がない場合は、同居とみなします。

Q6 仕事の都合上、土曜保育を希望していますが、必ず預かってもらえますか？

保育所等によっては受け入れ可能人数に上限があり、状況によっては受け入れできない場合があります。詳細は、各保育所等にお問合せください。

Q7 育児休業中でも申し込むことはできますか？

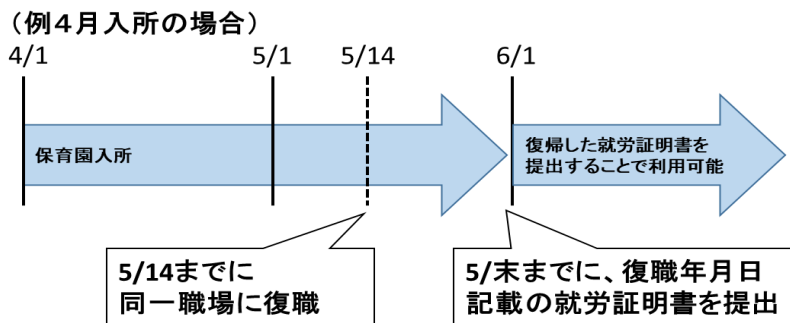
育児休業中も保育所等を申し込むことは可能です。育児休業中に申し込む場合、**入所月の翌月14日まで**に同一職場へ復職することが条件となります。

翌月14日までに復職できない、入所するタイミングで別の職場に勤務している、仕事を辞めている、または同一職場に復職するが、時間を変更（減少）して復職など申込時と条件が違う場合、内定取消となります。

※申請時点で、同一職場において時間を変更して復職することを予定している場合は、お申込み時に復職後の契約時間が記入された就労証明書の提出が必要です（※育児のための短時間勤務制度を利用の方を除く）。

※育児休業中で市民税未申告の場合、選考に影響しますので御注意ください。

復職後、復職年月日の記入された「就労証明書」の提出が必要です。



(3) 入所後の手続きなど

Q1 育児休業から復職する際、別の職場に就職しても良いですか？

育児休業は育児休業取得後の職場復帰を前提とした制度です。そのため、入所選考も同一の職場に復職することを条件に加点を行い選考しています。**育児休業から復職する前に転職した場合は、お申込み時と条件が違うため、内定取り消しになる可能性があります。**なお、部署の異動や派遣先の変更等は問いません。詳細は、P19「2.1 入所決定後の届出」を御参照ください。

Q2 在園中で転職を考えていますが、何か提出する書類はありますか？

仕事を辞める場合、すぐに期間限定誓約書の提出が必要になります。転職（求職）活動中は3か月間保育所等を利用可能です。

その後も保育所等の利用を希望される場合、**支給認定期間の終了月の10日までに**就労証明書を提出し、支給認定期間終了日までに就労を開始する必要があります。提出が確認できない場合は、原則退所となります。

(例) 4月末日で現在の会社を退職し、転職活動を行う場合

- ・「期間限定誓約書」を提出 ⇒ 5月から7月まで求職活動中として保育所等を利用
- ・「就労証明書」を7月10日までに提出できる ⇒ 引き続き保育所等を利用可能
- 提出できない ⇒ 7月末日をもって退所

Q3 保育所等に内定した場合辞退することは可能ですか。また、辞退した場合、今後の入所選考で不利になりますか？

保育所等の内定を辞退することは可能です。内定を辞退した場合、現在のお申込みについては一度内定として結果を出すため、再度選考が必要な場合は新規申込みが必要になります。

また、当該年度に限り、**内定を辞退した施設のお申込みを再度行うことはできません。**

なお、当該年度内の選考においては10点減点となり、同点比較においては不利になることがあります。

内定を辞退する場合は、「保育所入所申込（辞退・取下げ）届」の提出が必要です。速やかに保育・幼稚園課に御連絡の上、来庁してください。

Q 4 入所内定になりましたが、急きょ退職することとなり、入所日における保育を必要とする理由が申込み時と変わってしまいます。その場合でも入所可能ですか？

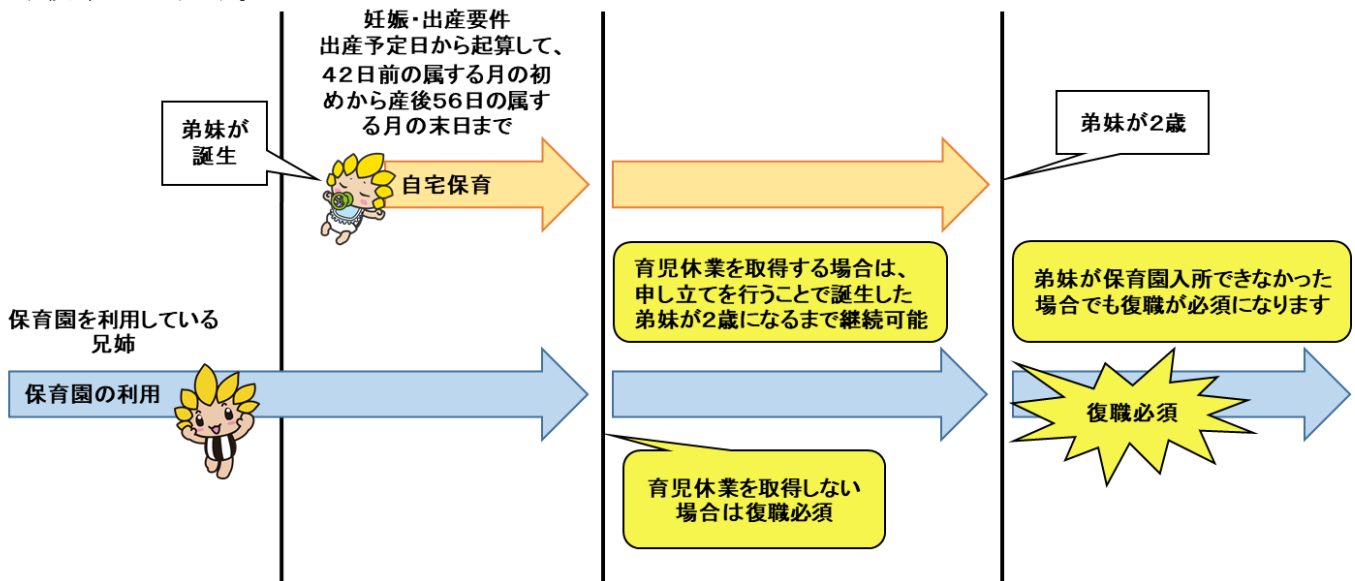
入所月 1 日時点での保護者の保育を必要とする要件を点数化し、選考を行っています。そのため、保育を必要とする要件が選考時点と入所月 1 日時点で異なる（就労時間が変わる等）場合については、点数が変わり、内定が取り消しとなる可能性があります。

Q 5 兄姉が保育所等に就労要件で在園しています。2 人目以降を妊娠した場合、兄姉はそのまま在園できますか？

母子手帳を取得後、表紙と出産予定日の掲載されたページの写しを提出してください。

出産後、育児休業を取得の場合は、出産した児童が満 2 歳になるまで兄姉の継続入所が可能になります。継続入所を希望する場合、入所関係変更届、就労証明書及び保育所入所継続希望申立書（育児休業用）を提出してください（育児休業中に仕事を辞めた場合は、この限りではありません）。

なお、この制度はお子様慣れ親しんだ保育所等の環境を離れることはよくないという観点から継続入所できる制度です。育児休業中に転園（他市も含む）されたときは、上記の理由が成り立ちませんので、職場復帰が必要です。



Q 6 現在座間市内の認可保育所等に在園していますが、転出した場合継続利用は可能ですか？

事前に「保育所入所児童退所届」を提出し、転出後速やかに、住民登録のある市区町村より継続のためのお申込みをしていただければ継続は可能です。転出後も勤務先等が座間市にある場合は、年度を超えて継続利用することができます。

勤務先等が座間市にない場合は、転出した年度末まで継続利用できます。

※要件が変更になった場合や、支給認定期間満了の場合はこの限りではありません。

Q 7 日本に住民票がなく課税証明書が取得できないのですが、どうすればいいですか？

勤務先の代表者が証明する源泉徴収票に準じた内容で作成された給与支払額証明書等を提出してください。また、アメリカ合衆国軍隊の軍人軍属である場合は W-2 を提出してください。

4 月～8 月入所の場合：令和 6 年中の収入、控除等の内容が必要になります。

9 月～3 月入所の場合：令和 7 年中の収入、控除等の内容が必要になります。

Q 8 里帰り出産等で一時的に保育所等に通えなくなった場合、すぐに退所となりますか？

2 か月を超えて 1 日も利用がない場合、退所となります。

なお、その間も保護者負担金（保育料、副食費）を納付する必要があります。

29 市内保育所一覧



各保育所等へ見学のための連絡をする場合は平日 8:30~17:00 の間をお願いします。

- ・サブスク：定額料金をお支払いいただくことで、その期間中おむつを使用できるサービス。
- ・おむつ処分：園で使用したおむつを、持ち帰ることなく園で処分するサービス。

[公立認可保育所]

保育所名	定員	所在地 最寄駅 電話番号	受入年齢	平日	土	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
				開所時間 (標準時間)	開所時間 (標準時間)				
栗原保育園	77	栗原中央6-5-28 さがみ野駅より徒歩26分 ☎046-251-1044	満3か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	-	○	○
相模が丘東保育園	60	相模が丘5-12-36 小田急相模原駅より徒歩8分 ☎042-743-2200	満3か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	-	○	○
東原保育園	80	東原4-12-18 さがみ野駅より徒歩8分 ☎046-251-5564	満3か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	-	○	○
相武台保育園	83	相武台3-20-19 相武台前駅より徒歩10分 ☎046-253-2523	満3か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	-	-	○	○
ひばりが丘保育園	70	ひばりが丘2-58-1 さがみ野駅より徒歩35分 ☎046-254-9338	満3か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	-	○	○
小松原保育園	67	小松原1-29-8 南林間駅より徒歩30分 ☎046-255-6671	満3か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	-	○	○
相模が丘西保育園	115	相模が丘2-43-41 小田急相模原駅より徒歩15分 ☎046-255-2100	満3か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	-	○	○

[私立認可保育所]

保育所名	定員	所在地 最寄駅 電話番号	受入年齢	平日	土	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
				開所時間 (標準時間)	開所時間 (標準時間)				
わかば保育園	60	座間1-3281 相武台下駅より徒歩3分 ☎046-251-6776	満8週	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	○	○
座間保育園	90	入谷東4-58-1 座間駅より徒歩5分 ☎046-251-0355	満8週	6:45~20:00 (7:00~18:00)	6:45~18:00 (7:00~18:00)	○	○	検討中	○
やなせ保育園	90	入谷東3-27-1 座間駅より徒歩7分 ☎046-251-5544	満8週	7:00~19:10 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	検討中	○
座間子どもの家 保育園	100	さがみ野1-8-25 さがみ野駅より徒歩7分 ☎046-253-2784	満8週	7:00~20:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	おむつの レンタル もしくは 持参	-
あゆみ保育園	80	緑ヶ丘4-16-16 相武台前駅より徒歩7分 ☎046-255-8691	満8週	6:35~19:40 (6:35~17:35)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	休止中	-	○
いその保育園	60	緑ヶ丘1-26-6 座間駅より徒歩15分 ☎046-254-5772	満4か月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	-	○
広野台保育園	60	広野台1-32-3 相武台前駅より徒歩13分 ☎046-255-3616	満8週	7:00~20:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	-	検討中	○
栗の実保育園	90	東原1-6-30 さがみ野駅より徒歩15分 ☎046-254-1929	満3か月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	○	○
座間すこやか 保育園	60	入谷東3-35-12 座間駅より徒歩5分 ☎046-298-2555	満8週	7:00~19:30 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	○	○
木下の保育園 相武台	50	相武台1-33-2 小田急マルシェ相武台4階 相武台前駅より徒歩2分 ☎046-251-1769	満3か月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	-	-	○	○
ナーサリースクール T&Y相模が丘	80	相模が丘5-47-16 小田急相模原駅より徒歩13分 ☎042-705-4561	満8週	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	○	○
まっ子畑保育園	60	南栗原1-4-3 さがみ野駅より徒歩20分 ☎046-255-7087	満8週	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	-	おむつの レンタル もしくは 持参	-
スマイルワールド 保育園	110	南栗原1-11-11 さがみ野駅より徒歩20分 ☎046-257-0415	満6か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	-	○	○

保育所名	定員	所在地 最寄駅 電話番号	受入年齢	平日	土	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
				開所時間 (標準時間)	開所時間 (標準時間)				
マジオたんぼぼ 保育園相武台	60	相武台2-42-23 相武台前駅より徒歩5分 ☎046-255-5522	満8週	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~19:00 (7:00~18:00)	-	-	○	○
座間ゆめっこ保育園	60	入谷西4-2-25 座間駅より徒歩3分 ☎046-256-0888	満4か月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	検討中	○
子どもの家 ひまわり保育園	50	相模が丘1-25-1 リビオタワー小田急相模原モンスさま4階 小田急相模原駅より徒歩2分 ☎042-705-5885	満3か月	7:00~20:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	-	○	検討中	○
緑ヶ丘もえぎ保育園	90	緑ヶ丘4-6-56 相武台前駅より徒歩11分 ☎046-244-0682	満8週	7:00~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	○	○	○
ちぐさ保育園	71	四ツ谷7番地 入谷駅より徒歩8分 ☎046-204-8511	満8週	7:00~19:00 (7:30~18:30)	7:00~19:00 (7:30~18:30)	○	○	○	○

[小規模保育及び家庭的保育] ※2歳児クラスまでの施設です。(詳細は、P3「5 連携施設」参照)

保育所名	定員	所在地 最寄駅 電話番号	受入年齢	平日	土	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
				開所時間 (標準時間)	開所時間 (標準時間)				
ナーサリールーム T & Y 相模が丘	19	相模が丘5-47-12 小田急相模原駅より徒歩13分 ☎042-705-9533	満3か月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	-	○	○
はる おか 陽の丘保育園	5	相模が丘3-16-5 小田急相模原駅より徒歩10分 ☎046-205-9823	満1歳	7:30~18:30 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	-	-	-	○
ひばり乳児園	5	ひばりが丘2-34-15 K S/wx1階 さがみ野駅より徒歩25分 ☎046-204-8480	満8週	7:30~18:30 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	-	-	○	○
保育ルーム フェリーチェ相武台前園	19	相武台2-30-35 相武台前駅より徒歩7分 ☎046-205-4367	満3か月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~19:00 (7:00~18:00)	○	○	○	○
ひばりっ子保育園	19	ひばりが丘2-44-30 南林間駅より徒歩27分 ☎046-259-5960	満6か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30) 延長なし	○	○	未定	○
みらいひまわり保育園	19	入谷東3-8-13 座間駅より徒歩11分 ☎046-200-8931	満6か月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~19:00 (7:30~18:30)	○	-	-	○

[新設小規模保育] ※各園の詳細については裏面の二次元コードからHPを御覧ください。

保育所名	定員	所在地 最寄駅 電話番号	受入年齢	平日	土	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
				開所時間 (標準時間)	開所時間 (標準時間)				
Tyそよがぜ保育園	19	入谷東3-35-12 座間駅より徒歩5分 ☎046-204-4455	満8週	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	-	○	○
MIRAI E 保育園	19	南栗原1-10-1 さがみ野駅より徒歩20分 ☎046-240-6330	1歳児 クラス	7:30~18:30 (7:30~19:00)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	-	○	○
保育ルーム フェリーチェ座間園	19	入谷東3-60-5 1階 座間駅より徒歩1分 ☎046-204-9856	満3か月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~19:00 (7:00~18:00)	-	○	○	○

[認定こども園] ※2号認定(保育園部分)は3歳クラスからの施設です。

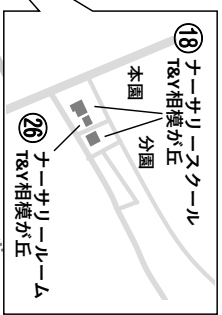
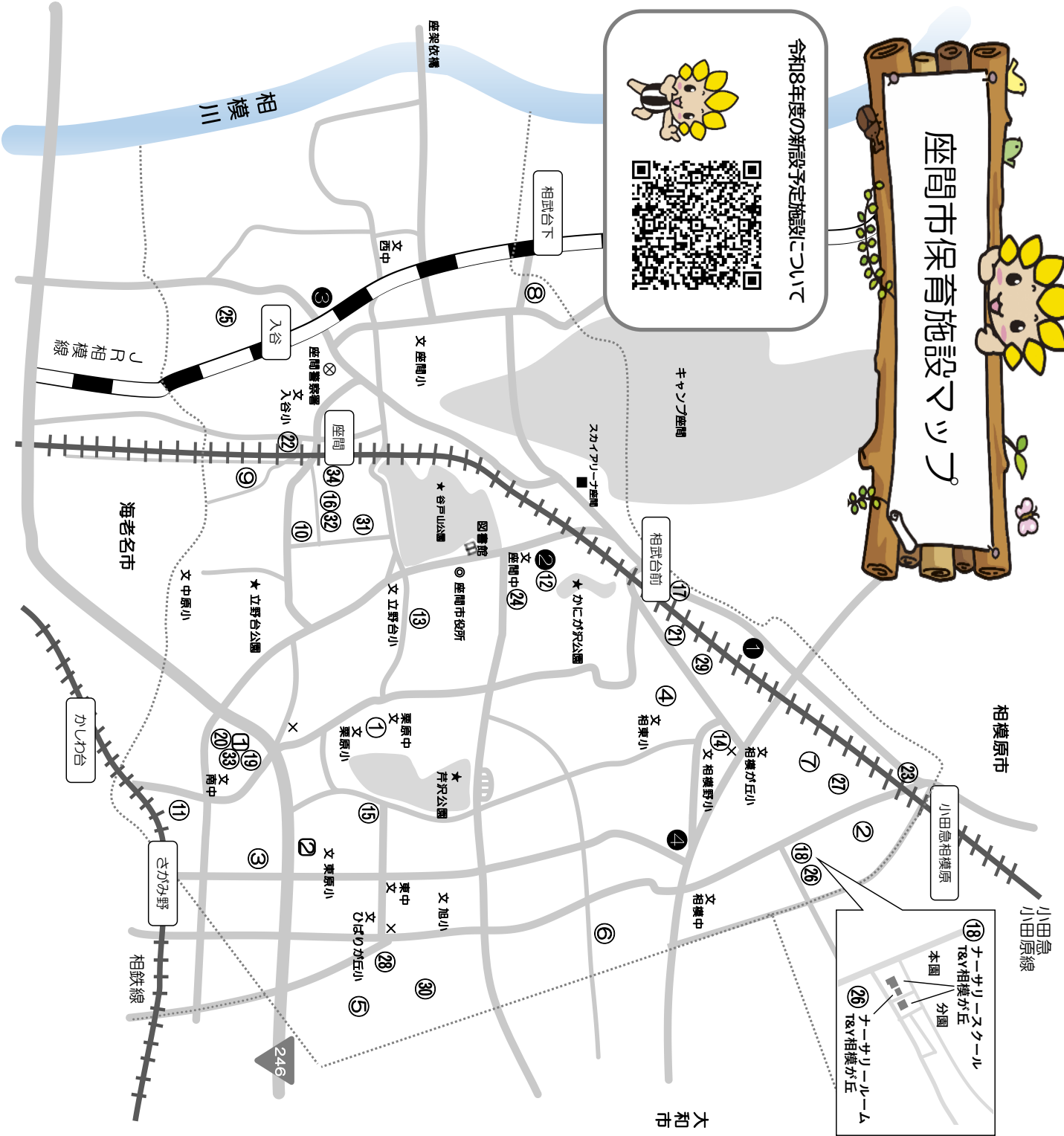
保育所名	定員	所在地・最寄駅・電話番号	受入年齢	平日	土	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
認定こども園 栗原幼稚園	1号:180 2号:30	座間市南栗原1-11-3 さがみ野駅より徒歩20分 ☎046-253-4652	1号:満3歳 2号:3歳児 クラス	1号:8:30~14:30 2号:7:30~18:30	-	○	-	○	○
認定こども園 東原幼稚園	1号:135 2号:50	座間市東原2-16-3 さがみ野駅より徒歩13分 ☎046-251-1107	1号:満3歳 2号:3歳児 クラス	1号:8:40~14:00 2号:7:30~18:30	-	○	-	未定	○

[認可外保育施設] ※お申し込み方法、保育料、空き情報等については、直接施設へお問い合わせください。

保育所名	定員	所在地・最寄駅・電話番号	受入年齢	開所時間	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
ベストキッズ相武台保育園 (企業主導型保育所)	19	座間市相武台1-8-21 相武台前駅より徒歩10分 ☎046-244-5428	生後85日~	7:30~18:30	○	-	-	○
にじのはし保育園 (企業主導型保育所)	18	座間市緑ヶ丘4-12-23 2階 相武台前駅より徒歩7分 ☎046-240-9488	満2か月 ~2歳児	7:00~20:00	○	-	検討中	○
太陽の家座間 保育室おひさまII (私設保育施設)	7	座間市座間2-861-1 座間駅より徒歩5分 ☎046-298-5133	生後10か月 ~	8:30~17:30	○	○	-	○
イオンゆめみらい保育園 座間 (企業主導型保育所)	30	座間市広野台2丁目10-4 イオンモール座間1階 小田急相模原駅より徒歩25分 ☎046-204-6061	生後57日~ 5歳	7:00~22:00	○	○	施設でおむつを用意	



令和8年度の新設予定施設について



- 公立認可保育所
- ① 栗原保育園
 - ② 相模が丘東保育園
 - ③ 東原保育園
 - ④ 相武台保育園
 - ⑤ ひばりが丘保育園
 - ⑥ 小松原保育園
 - ⑦ 相模が丘西保育園

私立認可保育所

- ⑧ わかば保育園
- ⑨ 座間保育園
- ⑩ やませ保育園
- ⑪ 座間子どもの家保育園
- ⑫ あゆみ保育園
- ⑬ いその保育園
- ⑭ 広野台保育園
- ⑮ 栗の実保育園
- ⑯ 座間すこやか保育園
- ⑰ 木下の保育園 相武台
- ⑱ ナーサリースクールT&Y相模が丘
- ⑲ 麦っ子畑保育園
- ⑳ スマイルワールド保育園
- ㉑ ワジオたんぼ保育園 相武台
- ㉒ 座間ゆめっこ保育園
- ㉓ 子どもの家ひまわり保育園
- ㉔ 緑ヶ丘もえぎ保育園
- ㉕ ちぐさ保育園

小規模保育及び家庭的保育

- ⑳ ナーサリースクールT&Y相模が丘
- ㉒ 陽の丘保育園
- ㉔ ひばり乳児園
- ㉑ 保育ルームフエリーチエ相武台前園
- ㉓ ひばりつ子保育園
- ㉔ みらいひまわりの保育園

新設小規模保育

- ㉒ (仮称) Tyそよかせ保育園
- ㉓ (仮称) MIRAI保育園 (変更前 (仮称) にじいろ保育園)
- ㉔ 保育ルームフエリーチエ座間園

認定こども園

- ① 認定こども園 栗原幼稚園
- ② 認定こども園 東原幼稚園

認可外保育施設

- ① バストキッズ相武台保育園
- ② にじのはし保育園
- ③ 太陽の家座間 保育室おひさまII
- ④ イオンゆめみらい保育園 座間